

港区生活安全行動計画

Minato City

Safe-Community Promoting Action Plan

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度

（素案）

（Draft）

区は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする生活安全行動計画に基づいて取組を推進しています。令和5（2023）年度が計画最終年度に当たることから、社会情勢の変化や区民ニーズの変化等を踏まえて、港区生活安全行動計画（令和6（2024）年度から令和8（2026）年度）の素案を作成しました。本素案について、区民等の皆様からのご意見を伺いながら更に検討を重ね、令和6（2024）年2月末を目途に、港区生活安全行動計画を策定する予定です。

※計画に記載されている指標値、取組等については、国や東京都の動向などを踏まえて修正する可能性があります。

令和5（2023）年11月

港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目次

第1章 総論	5
1. 港区生活安全行動計画の位置付けと役割	5
2. 行動計画の対象	6
3. 計画期間	6
4. 計画の検討体制	6
第2章 港区の生活安全に関する現状	7
1. 犯罪・火災発生状況	7
(1) 犯罪発生状況	7
(2) 火災発生状況	10
2. 生活安全区民意識～港区生活安全に関するアンケート調査～	12
(1) お住まいの地区の治安について	12
(2) 犯罪に対する不安について	13
(3) 自身の防犯対策と地域活動への参加について	14
(4) 今後の防犯対策と安全安心なまちづくりについて	15
第3章 港区生活安全行動計画の策定	17
1. 基本的な考え方	17
(1) 港区の人口の推移	17
(2) 港区における生活安全への取組と推進状況	17
(3) 生活安全に関する課題と社会変化への対応	18
(4) 実効性の高い計画策定に向けて	20
2. 基本方針と施策を効果的に推進するための手法	21
(1) 4つの基本方針	21
(2) 施策を効果的に推進するための3つの手法と2つの視点	22
3. 計画により達成をめざす成果の指標	24
第4章 港区生活安全行動計画策定での具体的な取組	25
基本方針1. 子どもや女性の安全安心を確保する	25
基本方針2. 高齢者、障害者の安全安心を確保する	40
基本方針3. 繁華街の安全安心を確保する	49
基本方針4. 全ての区民・地域に向けた安全安心を確保する	67
参考資料	89
1. 港区生活安全行動計画の策定経過	89
2. みなとタウンフォーラムからの提言	96
3. 区民アンケート結果概要	98
4. パブリックコメント等実施概要	103
5. 関連する条例等	104

第1章 総論

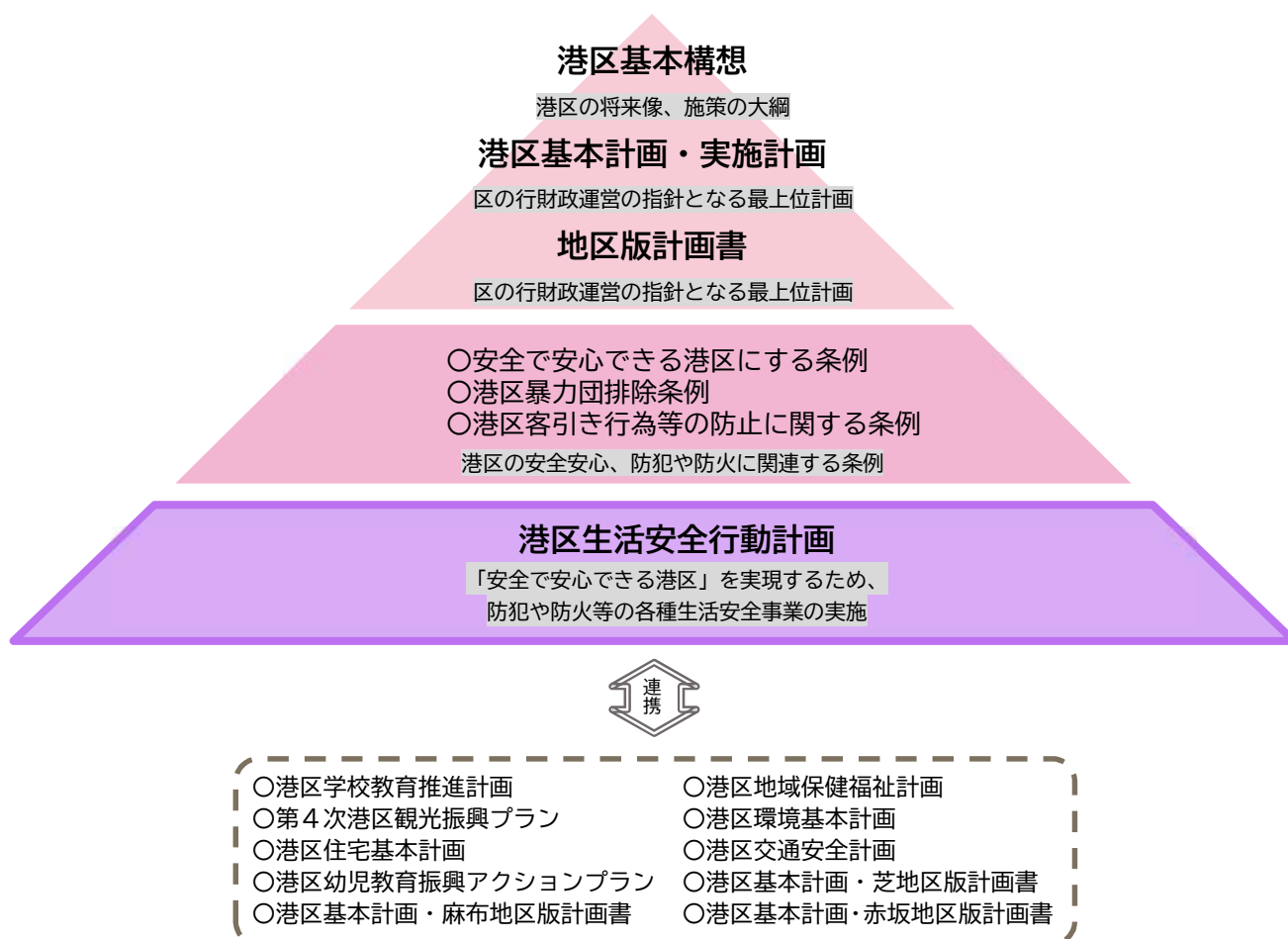
1. 港区生活安全行動計画の位置付けと役割

港区生活安全行動計画（以下「行動計画」という。）は、「安全で安心できる港区」を実現するため、防犯や防火等の各種生活安全事業の実施に関し、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにし、具体的な事業計画を示すことを目的としています。

区は、平成18（2006）年6月に最初の「港区生活安全行動計画（平成18年度～平成20年度版）」を策定し、以後、犯罪発生状況や傾向、区民意見等を踏まえて5回の改定を重ね、行動計画に基づく事業に計画的に取り組んできました。

新たな行動計画の策定においても、区民参画組織である港区生活安全行動計画策定会議委員の意見や提案、みなとタウンフォーラムからの生活安全分野に関する「提言」及び「港区基本計画改定版」の内容等を踏まえるとともに、「港区生活安全に関する区民アンケート調査（令和5（2023）年6月～実施）」の結果やパブリックコメントなど、区に関わる様々な方からの意見について十分に反映させた内容とします。

【港区生活安全行動計画の位置付け】



2. 行動計画の対象

- (1) 区民生活に身近な場所で発生する犯罪（子どもを狙った犯罪、還付金詐欺等の特殊詐欺、空き巣等の侵入盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり、放火等）や火災の防止を対象とします。
- (2) 道路や公園等の公共空間におけるマナー違反等（客引き行為、路上喫煙、ごみの不法投棄・散乱、落書き、違法広告物等）の防止を対象とします。

3. 計画期間

新たな行動計画の計画期間は、港区基本計画改定版及び港区実施計画との整合を図り、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年とします。

4. 計画の検討体制

学識経験者、公募区民等により構成する港区生活安全行動計画策定会議（区民参画組織）及び区防災危機管理室長、区課長級職員で構成する港区生活安全施策推進検討会（庁内検討組織）において検討しました。

第2章 港区の生活安全に関する現状

1. 犯罪・火災発生状況

(1) 犯罪発生状況

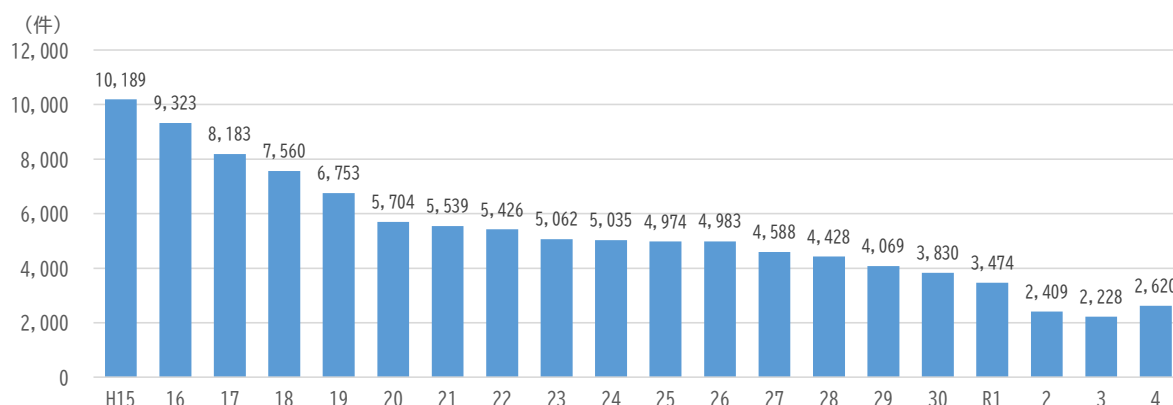
ア 刑法犯認知件数の推移

区内の刑法犯認知件数は、平成15(2003)年の10,189件をピークに減少傾向が続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きい令和2(2020)年から令和4(2022)年は2,000件台と少なくなっています。全国的にも平成15(2003)年以降続く減少傾向の中、令和2(2020)年は減少幅が大きくなっていることから、感染防止のための外出自粛や行動の制限などが減少の一因になっているものと考えられます。一方で、令和4(2022)年は前年よりも約400件増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が解除され、人出が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前に、戻りつつあることが要因と考えられます(グラフ1)。

罪種別の刑法犯認知件数については、凶悪犯と粗暴犯は横ばいで推移しており、その他の罪種は減少傾向にあります。特に、令和2(2020)年から令和3(2021)年には全体的に大きく減少しましたが、令和4(2022)年は非侵入窃盗、粗暴犯、その他の犯罪が増加に転じています(グラフ2)。

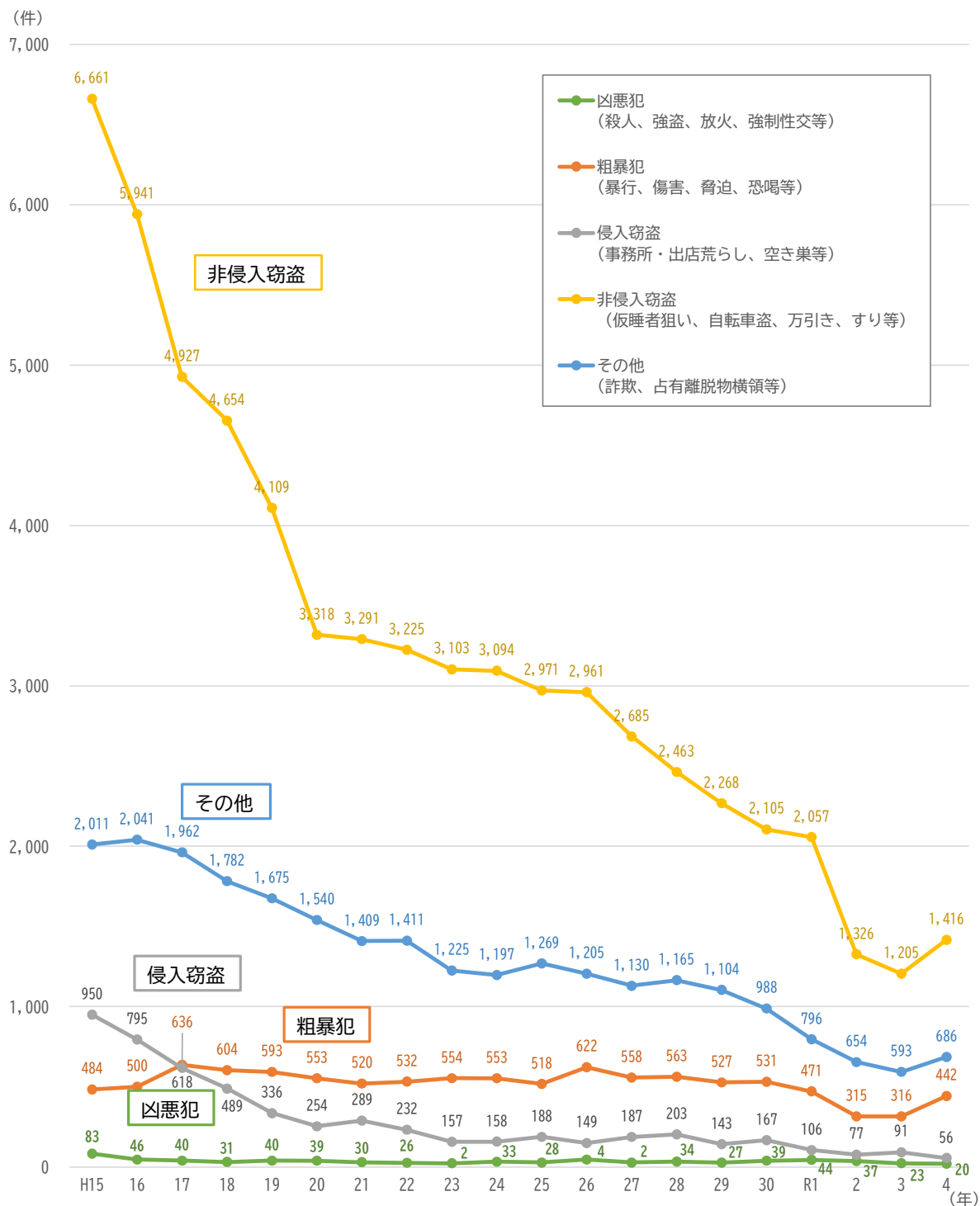
令和4(2022)年における総合支所管内別の刑法犯認知件数は、芝地区736件(昨年比132件増)(28.1%)、麻布地区718件(昨年比130件増)(27.4%)、赤坂地区413件(昨年比32件増)(15.8%)、高輪地区401件(昨年比38件増)(15.3%)、芝浦港南地区351件(昨年比59件増)(13.4%)となっています(表1)。

グラフ1 港区内の刑法犯認知件数推移(平成15(2003)年~令和4(2022)年)



資料：「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」(警視庁)

グラフ2 港区内の罪種別刑法犯認知件数推移（平成15（2003）年～令和4（2022）年）



資料：「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」（警視庁）

表1 港区内総合支所管内別の罪種別刑法犯認知件数（令和4（2022）年）

総合支所管内	総合計	凶悪犯 (殺人、強盗、 放火、強制性 交等)	粗暴犯 (暴行、傷害、 脅迫、恐喝等)	侵入窃盗 (事務所・出店 荒らし、空き 巣等)	非侵入窃盗 (仮睡者狙い、 自転車盗、万引 き、すり等)	その他 (詐欺、占有離 脱物横領等)
芝地区	736 (+132)	7 (+1)	130 (+43)	12 (-1)	408 (+46)	179 (+43)
麻布地区	718 (+130)	8 (-5)	176 (+59)	14 (-31)	315 (+84)	205 (+23)
赤坂地区	413 (+32)	4 (+1)	56 (+5)	16 (-12)	230 (+32)	107 (+6)
高輪地区	401 (+38)	0 (-1)	38 (+6)	10 (+9)	254 (+13)	99 (+11)
芝浦港南地区	351 (+59)	1 (+1)	41 (+12)	4 0	209 (+36)	96 (+10)
その他（不詳）	1	0	1	0	0	0
合計（港区全体）	2,620 (+392)	20 (-3)	442 (+126)	56 (-35)	1,416 (+211)	686 (+93)
東京都全体	78,480 (+3,192)	629 (+18)	6,877 (+723)	2,111 (-143)	49,122 (+3,156)	19,741 (-562)

注) 括弧内の数値は、前年の件数との差を示しています。

資料：「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」（警視庁）

芝	芝、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田1～3丁目、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕
麻布	麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布、元麻布、西麻布、六本木、麻布台、麻布十番、東麻布
赤坂	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪	三田4・5丁目、高輪、白金、白金台
芝浦港南	芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場

イ 犯罪情勢の分析

令和4（2022）年の区内の刑法犯認知件数は、23区内では、11番目に多い件数でした。犯罪の発生件数は、人の多さや、繁華街の有無に大きく影響を受けますが、港区は、昼間人口が非常に多く、かつ、六本木をはじめ、新橋、赤坂という大きな繁華街（※）を有しているにもかかわらず、23区内の中位程度の件数を保っており、生活安全に係る様々な施策の効果が出ているものと考えられます。

区内の刑法犯認知件数も、平成15（2003）年から堅調に減少しています。

令和4（2022）年、刑法犯認知件数が増加に転じましたが、繁華街での増加が多く、増加した犯罪種別は、主に暴行・傷害、自転車盗、仮睡者狙いとなっています。これらの件数は、外出や飲酒する人の増加に影響を受けるものなので、繁華街をはじめとして、まちのにぎわいが戻ってきたことによる増加と考えられます。

昨年の刑法犯認知件数は、全国的に増加しているため、区内だけの増加ではあり

ませんが、新型コロナウイルス感染症がまん延する以前の水準に戻さないよう、特に、繁華街の状況を注視して、必要な対策を講じていく必要があります。

また、区内の犯罪情勢について、留意を要するのは、特殊詐欺の被害が収まらず、極めて高額な被害も発生していることです(表2)。特殊詐欺の被害を防止するため、警察など関係機関と連携して対策を推進していく必要があります。

犯罪被害以外の点では、子ども、女性への声かけ事案が多数発生していることに留意する必要があります(表3)。重大な事案に発展したとの情報はありませんが、通学路の安全対策など、子ども、女性を守る対策も継続して推進していくことが必要です。

※繁華街対策について、警視庁では、主要な盛り場を管轄する警察署として22警察署を指定しており、中でも、新宿歌舞伎町地区(新宿警察署)、池袋地区(池袋署)、六本木、西麻布地区(麻布警察署)、渋谷地区(渋谷警察署)を特に主要な盛り場として対策を推進しています。区内には、22警察署のうち、23区内で最多となる3警察署が所在しています。

表2 港区内特殊詐欺被害発生状況

	オレオレ詐欺	預貯金詐欺	架空料金請求詐欺	還付金詐欺	融資保証金詐欺	金融商品詐欺
令和4年	16	5	4	27	0	0
令和3年	34	2	1	23	1	0
増減数	-18	3	3	4	-1	0

	ギャンブル詐欺	交際あっせん詐欺	その他の特殊詐欺	キャッシュカード詐欺盗	合計	被害額(約)
令和4年	0	0	0	23	75	3億2,000万円
令和3年	0	0	0	10	71	1億4,000万円
増減数	0	0	0	13	4	1億8,000万円

資料：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

表3 安全安心メール配信状況

	声かけ	接触	つきまとい	盗撮	わいせつ	暴行	不審者	合計
令和4年	19	9	3	12	9	1	1	54
令和3年	11	16	9	8	7	1	1	53
増減数	8	-7	-6	4	2	0	0	1

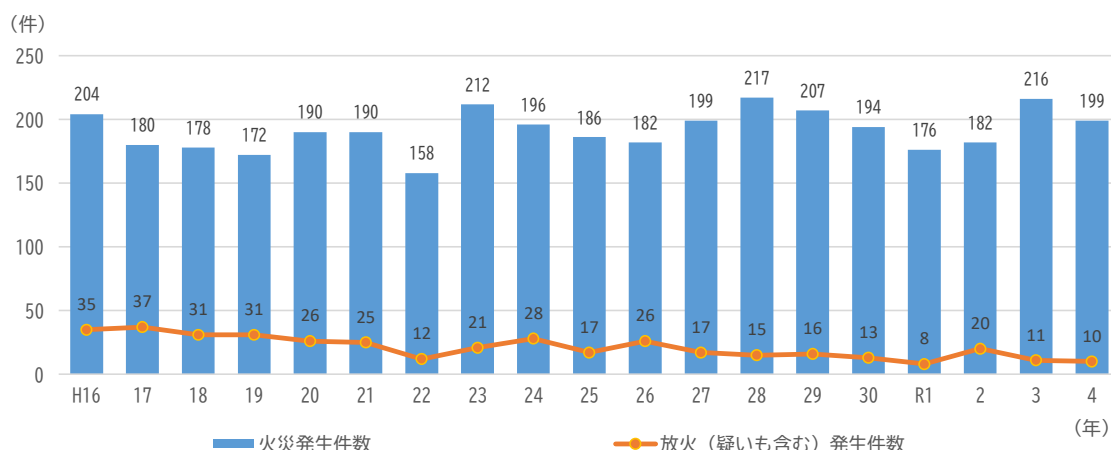
資料：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

(2) 火災発生状況

区内の火災発生件数は、最近10年間では、年間200件前後で推移しており、令和4(2022)年は199件(前年比17件減)でした(グラフ3)。

また、放火(疑いも含む)発生件数は、平成17(2005)年の37件をピークに減少傾向にあり、令和4(2022)年は10件でした。

グラフ3 港区内の火災発生件数推移（平成16（2004）年～令和4（2022）年）



資料：「消防署別火災状況」（東京消防庁）

令和4年は港区内消防署調べ（芝消防署、麻布消防署、赤坂消防署、高輪消防署）より

令和4（2022）年における区内火災発生件数199件（治外法権火災を除く）について、総合支所管内別火災発生は、芝地区が最も多く63件、次いで赤坂地区が48件、麻布地区が46件、芝浦港南地区が28件、高輪地区が14件となっています。

区内火災発生件数全体からみた火災原因別の件数の割合をみると、「電気」が102件で51.3%、「その他・不明」が31件で15.6%、「ガス機器等」、「たばこ」が28件で14.1%を占めており、刑法犯の凶悪犯に分類される「放火（疑いを含む）」は10件で5.0%となっています（表4）。

なお、「電気」を原因とする、いわゆる電気火災は、電子レンジなどの電気機器の誤用（加熱しすぎなど）や電気コードの短絡（ショート）などによる火災です。

表4 港区内総合支所管内別主な火災原因（令和4（2022）年） ※治外法権火災を除く。

総合支所管内	総合計	電気	ガス機器等	たばこ	放火（疑いを含む）	その他・不明
芝地区	63	36	10	9	2	6
麻布地区	46	17	6	6	3	14
赤坂地区	48	26	5	10	0	7
高輪地区	14	6	2	2	2	2
芝浦港南地区	28	17	5	1	3	2
合計（港区全体）	199	102	28	28	10	31

資料：港区内消防署調べ（芝消防署、麻布消防署、赤坂消防署、高輪消防署）

2. 生活安全区民意識～港区生活安全に関するアンケート調査～

本計画を策定するに当たって、日ごろ地域活動に参加している区民などを対象に、生活安全に対する意識や区の事業の認知度などについてアンケート調査を実施しました。

調査名称：	港区生活安全に関するアンケート調査
対象：	港区内の各町会・自治会の会長、民生委員・児童委員、区立小・中学校及び幼稚園のPTA会長、区政モニター
調査期間：	令和5（2023）年6月30日（金）～7月14日（金）
回収状況：	配布数 605 件、回答者数 421 件、回収率 69.6%

※前回調査：

調査期間： 令和2年（2020）7月

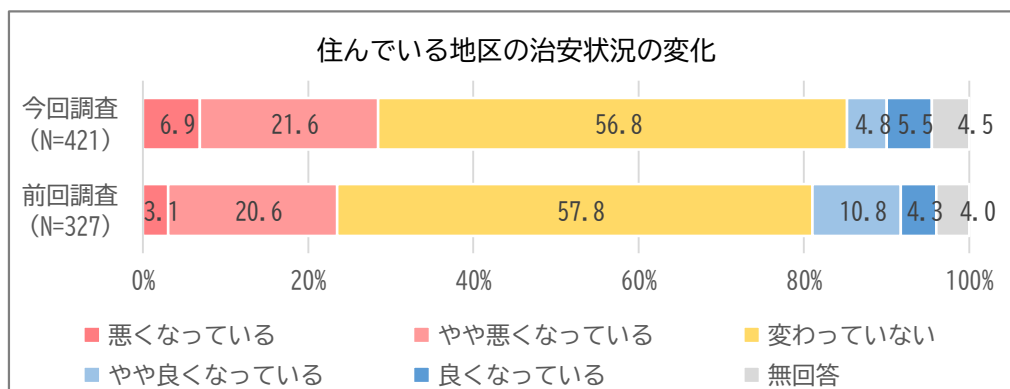
回収状況： 配布数 443 件、回答者数 327 件、回収率 73.8%

（1）お住まいの地区の治安について

居住地区の治安の変化（3年前との比較）についての回答では、「変わっていない」が 56.8%と最も多く、次いで「やや悪くなっている」が 21.6%、「悪くなっている」が 6.9%となっています。

前回調査に比べて、“悪くなっている”（「悪くなっている」「やや悪くなっている」の合計）が 23.7%から 28.5%に増加しています。【下記グラフ】

「悪くなっている」「やや悪くなっている」と感じている人が挙げた理由として、「不審者にみえる人が多くなった気がするから」が 38.3%と最も多く、次いで「周囲での犯罪被害やそれにつながりそうな事案を聞き知ったから」が 35.8%、「地域の連帯意識が希薄となったから」が 35.0%となっています。



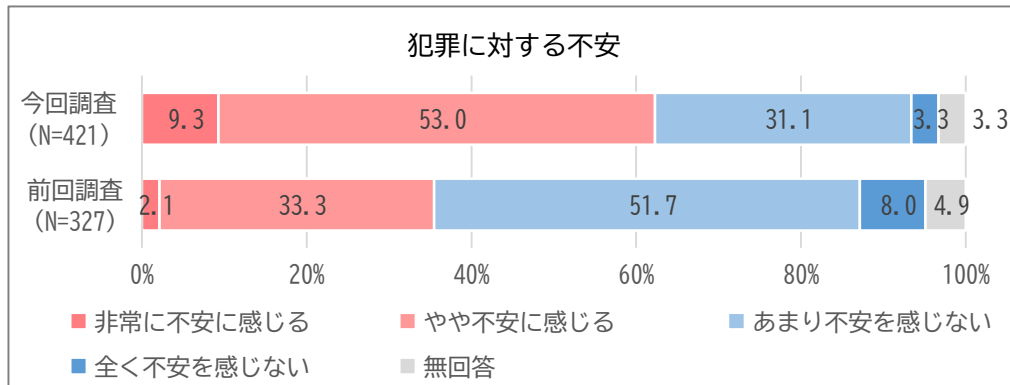
また、地区別にみると、どの地区においても、「変わっていない」が最も多くなっています。“悪くなっている”（「悪くなっている」「やや悪くなっている」の合計）は、最も多い赤坂地区で 37.2%、最も少ない芝浦港南地区で 20.6%と差があります。

過去3年間で回答者本人や身近な人の犯罪被害の有無についての回答では、「被害にあったことはない」が 54.6%と最も多く、次いで「特殊詐欺（オレオレ・還付金詐欺など）」が 14.3%、「悪質商法（訪問、電話）」が 11.2%となっています。

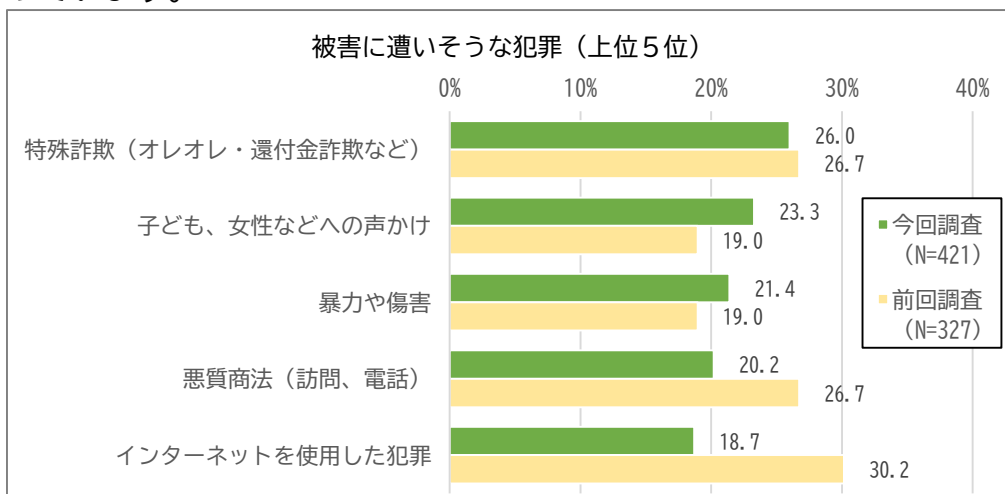
(2) 犯罪に対する不安について

犯罪被害への不安感の有無についての回答では、「やや不安を感じる」が53.0%と最も多く、次いで「あまり不安を感じない」が31.1%、「非常に不安を感じる」が9.3%となっています。

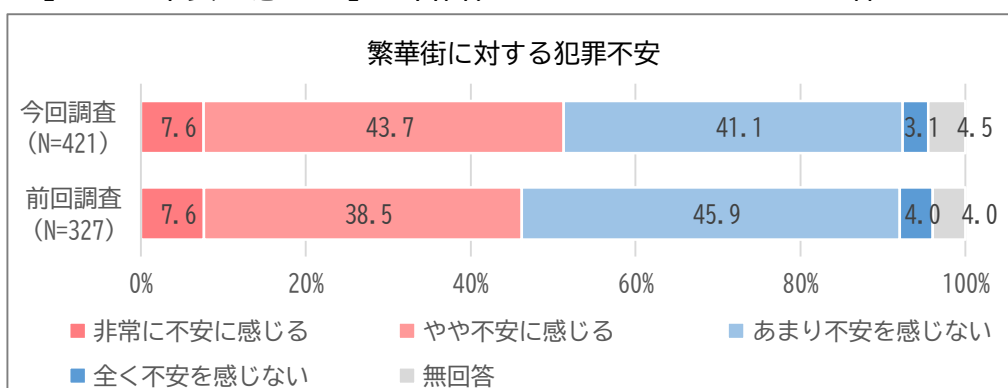
前回調査に比べて、“不安を感じる”（「非常に不安を感じる」「やや不安を感じる」の合計）が35.4%から62.3%に大きく増加しています。



また、「非常に不安を感じる」または「やや不安を感じる」と回答した人が、被害に遭いそうだと感じる犯罪や行為は、「特殊詐欺（オレオレ・還付金詐欺など）」が26.0%と最も多く、次いで「子ども、女性などへの声かけ」が23.3%、「暴力や傷害」が21.4%となっています。

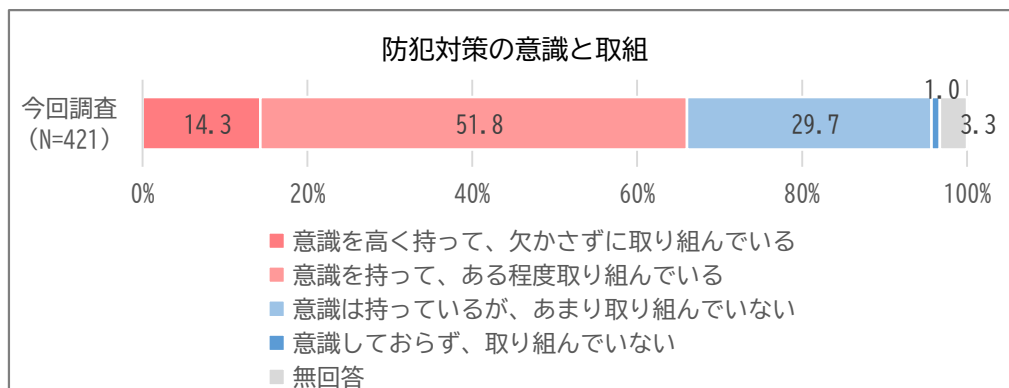


繁华街での犯罪被害への不安感の有無についての回答では、「やや不安を感じる」が43.7%と最も多く、次いで「あまり不安を感じない」が41.1%、「非常に不安を感じる」が7.6%となっています。前回調査に比べて、“不安を感じる”（「非常に不安を感じる」「やや不安を感じる」の合計）が46.1%から51.3%に増加しています。



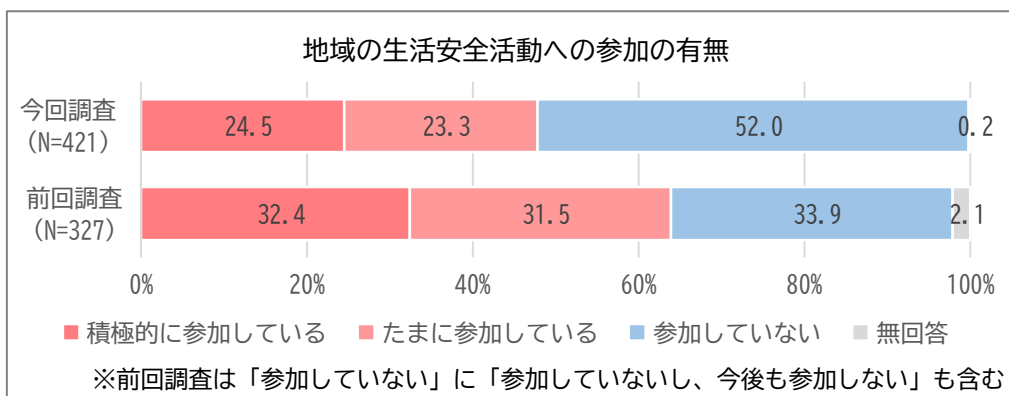
(3) 自身の防犯対策と地域活動への参加について

日ごろの防犯対策の意識や取組についての回答では、「意識を持って、ある程度取り組んでいる」が51.8%と最も多く、次いで「意識は持っているが、あまり取り組んでいない」が29.7%、「意識を高く持って、欠かさずに取り組んでいる」が14.3%となっています。



地域の生活安全活動への参加の有無についての回答では、「参加していない」が52.0%と最も多く、次いで「積極的に参加している」が24.5%、「たまに参加している」が23.3%となっています。

前回調査に比べて、“参加している”（「積極的に参加している」「たまに参加している」の合計）が63.9%から47.8%に減少しています。



地域の生活安全活動に「参加していない」人の理由として、「活動を知らないから」が51.1%と最も多く、次いで「忙しいから」が40.6%、「参加の仕方がわからないから」が33.8%となっています。

地域の生活安全活動に参加したいと思う特徴について、「単発・短時間でできるもの」が55.6%と最も多く、次いで「自宅の近くで参加できるもの」が53.4%、「一人でも参加できるもの」が27.6%となっています。

(4) 今後の防犯対策と安全安心なまちづくりについて

犯罪を減らすための課題についての回答では、「地域の連帯感が希薄化している」が37.5%と最も多く、次いで「警察のパトロールや取り締まりが十分でない」が21.1%、「飲食店街、繁華街が客引きやポイ捨てなどで環境が悪い」が20.7%となっています。

第3章 港区生活安全行動計画の策定

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染拡大の状況下では、暮らし方や働き方のほか、社会全体のデジタル化が急速に進展するなど人々の生活が大きく変化しました。社会はアフターコロナへと向かいつつあり、これまでの変化やその影響を見据え、きめ細やかな対応や対策が求められます。

(1) 港区の人口の推移

令和2（2020）年から令和4（2022）年までの総人口の推移によると、令和元（2019）年以前から増加を続けていた総人口が令和2（2020）年5月の262,239人をピークに減少に転じ、令和4（2022）年1月には257,183人となりました。その後、再び増加傾向となり、令和5（2023）年9月には265,754人まで増えています。

港区人口推計（令和5（2023）年3月）によると、今後、年少人口、生産年齢人口及び老年人口のいずれの年齢区分においても人口が増加する見込みで、本計画の最終年度である令和9（2027）年1月には約28万人になる見通しです。

(2) 港区における生活安全への取組と推進状況

ア 生活安全への取組

総合支所単位で設置されている各地区生活安全・環境美化活動推進協議会が区政運営の柱である「参画と協働」を体現する取組として、クリーンアップ活動や落書き消去活動など、地域の課題を解決するための生活安全活動に取り組んでおり、地域の防犯力・防火力の向上に大きな役割を果たしています。

区民の生活安全意識の向上や地域が一体となった生活安全活動、警察等関係機関の取組の推進等により、一定の効果が表れています。しかしながら、令和2（2020）年度以降の刑法犯認知件数の減少は、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛等が一因となっていると考えられ、行動制限緩和が進められた令和4（2022）年は増加に転じていることから、今後のまちのにぎわいや区内の犯罪発生状況などを注視しながら対策していくことが重要です。

イ 生活安全施策の推進状況

特殊詐欺を防止するための「自動通話録音機貸与事業」では、これまでに2,000台を超える貸出をしており、設置した区民から「迷惑電話がなくなり、助かっている」などのご意見をいただいています。また、警察署と連携し特殊詐欺被害防止講座では、実例や寸劇などを交え、分かりやすく詐欺防止対策を学べるよう開催しています。

犯罪機会論の考え方を踏まえた青色防犯パトロールを24時間体制で実施し、犯罪が発生するおそれがある、ホットスポットと言われる場所を重点的に巡回してい

ます。区内で事件・事故が発生するなど、巡回を強化する必要がある場合には、巡回ルート柔軟に変更し、区民等の安全を確保しています。さらに、地域に密着した事業者と連携して防犯力を高める「港区ながら見守り連携事業」では、これまでに18事業者（令和4（2022）年度末）と協定を締結し地域の見守り体制を強化しています。

繁華街対策として、「港区客引き行為等の防止に関する条例」を制定し、客引き等の迷惑行為の抑止を目的とした港区生活安全パトロール隊を配置することで、地域団体や警察署と協力し、パトロール活動等を行うことで、繁華街に訪れる区民・来街者の安全確保に努めています。さらに、「MINATOフラッグ制度」では、区の安全・安心の取組に賛同・協力する夜間営業事業者と連携し、夜の観光振興と安心して楽しめる環境の確保を両立させ、まちのイメージアップに繋げる事業を実施しています。

公衆の安全や地域の犯罪の未然防止などを目的とした防犯カメラの設置支援や、火災に繋がるたばこ吸い殻のポイ捨てなど、迷惑行為抑止のための防犯カメラ貸与事業を推進することで、区に関わる全ての人々が安全で安心できるまちをめざし、防犯・防火の施策に取り組んでいます。

（3）生活安全に関する課題と社会変化への対応

ア 生活安全に関する課題

全国的に子どもが被害に遭う事件が多数起きています。区内においても子どもへの声かけ事案が多数発生しています。また、高齢者を対象とした還付金詐欺等の特殊詐欺は被害件数・金額の増減はあるものの、手口が巧妙化しており、区内でも、被害額が極めて高額なケースが発生しています。

「生活安全に関する区民アンケート」調査では、住んでいる地区の治安状況の変化や犯罪に対する不安、繁華街に対する犯罪不安などいずれも令和2（2020）年に実施した調査（以下、「前回調査」という。）よりも悪化しています。

身近な人が被害にあったことがあるかの設問では、「特殊詐欺（オレオレ・還付金詐欺など）」、「悪質商法（訪問、電話）」はいずれも1割以上いることが分かりました。特殊詐欺、悪質商法は、被害にあいそうな犯罪としても上位に挙げられています。防犯に対する情報発信などにより防犯意識をより高めていくとともに、被害防止対策を効果的に進めていくことが求められています。

繁華街にもにぎわいが戻る中、事件の発生や悪質な客引きに関するトラブルもあることから、誰もが安心して過ごせるための、効果的な対策を進めることが必要です。

また、地域の生活安全活動への参加は、前回調査よりも大幅に減少しており、活動に参加していない理由は「活動を知らないから」が約半数となっています。犯罪を減らすための課題として、「地域の連帯感が希薄化している」が最も多いことから、気軽に参加できる方法などを検討し、パトロールなどの地域活動への参加を促していくことが求められています。

その他、火災の原因として、たばこの吸い殻のポイ捨てによる火災もあり、「吸う場所や吸った後の廃棄をしっかりとしてほしい」や、引火の原因ともなるごみの不法

投棄については、まちからは一定の評価はいただいているものの、継続することが大事との意見もあることから、クリーンアップの活動等の清潔できれいなまちをめざした取り組みを繰り返し推進していく必要があります。さらに、区内の火災発生原因の5割以上が電気機器や電気コードなどに関する電気火災であることから、電気火災の予防に関する情報を周知啓発していくことも必要です。

港区には多くの外国人が居住しています。また、国内外からの観光客でも賑わう地域です。国籍や昼夜を問わず、子どもから高齢者まで全ての区民や来街者の安全安心を確保するため、これまでの取組を継続するとともに、犯罪の傾向や生活環境、社会状況に応じた柔軟な対策が求められています。

イ 体感治安の向上に向けた取組の推進

港区の令和4（2022）年の刑法犯認知件数は、平成15（2003）年の件数の三分の一以下まで減少し、新型コロナウイルス感染症がまん延する前の令和元（2020）年からも大きく減少していますが、「港区生活安全に関するアンケート調査」結果では、犯罪被害に対する不安感が高まっており（※）、犯罪情勢の推移にかかわらず、体感治安が低下している現状にあります。そのため、新たな行動計画を策定する上では、体感治安の向上に向けた取組を推進することが重要な課題となります。

区では、生活安全のための様々な取組を行っており、犯罪情勢からみると一定の効果は出ていますが、これまでどおりに継続していくだけではなく、区民の体感治安を向上させるためにどうすればよいかという視点を加えて、区民の声を聴きながら、柔軟に改善を加え、効果的に推進していくことが必要です。

※今回のアンケート結果で、犯罪に対する不安感が高まった理由としては、新型コロナウイルス感染症がまん延していた中で実施された前回とは異なり、まちににぎわいが戻る中で実施され、かつ、アンケート期間中に、銀座で発生した強盗事件の犯人グループが逃走の末、区内のマンション（同グループとは無関係）に逃げ込み逮捕された事件や、警視庁による新橋地区での外国人一斉検挙が大きく報道されたことが強く影響していると考えられます。

また、区内での発生はありませんが、全国的に、闇バイトで集まった者たちによる高齢者宅への侵入強盗事件などが多発し、報道された影響もあると考えられます。

ウ 地域防犯活動の推進

地域の安全安心を確保するためには、地域住民によるまちの美化などの地域活動や住民同士の意識向上と啓発が重要です。「生活安全に関する区民アンケート」調査でも、地域活動への参加者数の低下や地域の連帯感の希薄さが課題となっています。活動に参加していない理由として、約半数の人が「活動を知らないから」を挙げていることから、単発・短時間で参加できるものなど、気軽に参加できるものも含めて参加の周知方法などを見直していくことが必要です。

また、高齢者や障害者など、新たな情報や関わりなどから詐欺に巻き込まれる警戒もあり、メールなどの媒体を通じた情報を十分に受け取ることが難しい場合があ

ります。その一方で、置き配など非接触型のサービスの利用が拡大する中、全国的に点検業者や宅配業者を装った強盗事件が多発したことなどから、犯罪被害から身を守るために、見知らぬ人との接触を避ける区民等も増えており、防犯や防火の情報を直接届けることも困難になっています。

そのため、日ごろから関わる民生委員や地域に密着した事業者など、地域の担い手と連携し、情報収集から適切な支援まで、効果的にサポートできるよう推進します。

犯罪被害に対する不安を感じる場所が、自宅やインターネット上などの人の目に触れにくい場所が多くなっている近年においても、地域の安全安心を高めることが犯罪の防止につながるため、安全安心を強固にしていく「地域の目」や住民同士の交流を促進する取組が必要です。

Ⅱ 新たな社会変化への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機にテレワークやオンライン教育が積極的に活用されるなど、様々な分野でデジタル化が急速に進められました。社会全体のデジタル化に向けた取組はますます重要となっている一方、適切に情報を活用するための情報リテラシーやセキュリティ意識の醸成なども課題となっています。また、インターネットによるトラブルは、子どもを含めた若い世代を中心に被害を受けるだけでなく、加害者になってしまうケースも生じています。

2030年までの国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けては、本計画は「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」に関係しています。新たな行動計画策定に当たってもSDGsの視点を組み込み、女性、子ども、高齢者及び障害者を含む、全ての人々にとって安全で安心な環境づくりを進めることにより、目標の達成に向け貢献する必要があります。



（4）実効性の高い計画策定に向けて

このような状況を踏まえ、新たな行動計画については、「生活安全に関する区民アンケート」の結果や、日ごろからいただいている生活安全に関する様々なご意見、現在の行動計画の考え方や取組等を引き継ぎながら、社会情勢や犯罪発生状況、区民ニーズを的確に見極め、現状の改善にとどまることなく、港区に関わる全ての人、区と区民、事業所や関係機関等との協働により「安全で安心できる港区」を実現するために、果敢に取り組むアクションプランとして策定します。

2. 基本方針と施策を効果的に推進するための手法

港区の生活安全に関する現状や特徴を踏まえ、対象別に整理した4つの基本方針と、施策を効果的に推進するための3つの手法と2つの視点を設定します。また、庁内の関係部署との連携を強め、より一層、施策の推進を図ります。

(1) 4つの基本方針

●基本方針1 子どもや女性の安全安心を確保する

「生活安全に関する区民アンケート」調査によれば、「子ども、女性などへの声かけ」が被害の上位に位置しています。区から配信している「みんなと安全安心メール」の令和4（2022）年度の配信実績では、子どもや女性に対する声かけ事案や接触事案等に関する配信が約5割を占めており、次世代の子どもたちが少しでも安全に過ごせるような社会を形成していくことが必要であるとの意見があります。

また、子どもたちを様々な犯罪から守るために、学校、幼稚園、保育園、保護者だけでなく、地域住民も一体となって取組を強化します。

●基本方針2 高齢者、障害者の安全安心を確保する

高齢者等を対象とした特殊詐欺は、被害件数・金額の増減はあるものの、常に手口が巧妙化しています。情報の多様化や犯罪の複雑さが加速する中、高齢者や障害者が被害者となりやすいことから、被害防止のための情報発信を必要とする一方で、詐欺に巻き込まれることを警戒して、適切な情報を取得できていない場合もあるという意見があります。民生委員や各総合支所などの地域との関わりを通じて、高齢者、障害者にも安心して過ごしてもらえる環境をつくります。

●基本方針3 繁華街の安全安心を確保する

「港区生活安全に関するアンケート調査」によれば、繁華街で何らかの犯罪の被害に遭うかもしれないと不安を感じる人が半数以上と多く、その理由として、「酒に酔って迷惑行為をする人がいる」との回答がありました。外国人からも、「人が多く集まる場所の対策は必要」とのご意見もあります。その他、刑法犯認知件数の推移やタウンフォーラムでの提言、地域団体や区民の声として寄せられている、悪質な客引き行為等に関する要望も踏まえ、繁華街の安全安心を確保し、地域住民はもちろん、来街者に向けたまちの魅力を高めます。

●基本方針4 全ての区民・地域に向けた安全安心を確保する

全ての区民や地域を対象とし、社会情勢や地域の変化にも注視しながら、意識啓発から環境整備まで、日常生活を安全で安心して過ごせるための取組を実施します。

(2) 施策を効果的に推進するための3つの手法と2つの視点

●ネットワークづくり

パトロール活動や見守りなど地域のつながりは、犯罪や火災を予防します。

区、区民、事業者や町会、自治会、生活安全協議会等、区に関わる全ての人や団体が協働して生活安全活動に取り組み、「地域の目」となることで、お互いが見守り助け合う環境をつくるよう取り組みます。そのため、地域が協働してパトロールや環境美化等の生活安全活動を実施していくとともに、誰でも気軽に参加できる地域パトロールなどを実施することで更なる区民の参加も促し、ながら見守り連携事業など、地域に密着した事業者との連携を強化して、地域における防犯や防火の輪を拡げます。

●ひとづくり

犯罪の被害に遭わないためには、自分を守る知識や準備が必要です。

自宅に居ながらも特殊詐欺などの犯罪被害に巻き込まれることが増えていることから、区民一人ひとりが防犯意識を高く持ち、必要に応じた取組をしていくことが重要です。防犯や防火についての情報や学ぶ機会を効果的に区民に提供し、安全安心に対する意識や取組を広げていくことにより、犯罪や火災に強い地域コミュニティを作っていきます。

●まちづくり

道路等の公共空間の落書き消去の支援、防犯カメラ設置助成、客引き行為等防止指導員配置、ごみの不法投棄などの迷惑行為対策など、公共空間の環境改善を図るとともに、防犯・防火の観点から清潔できれいなまちづくりや、犯罪を行おうとする者にそれを実行させないまちづくりに取り組みます。

また、区民や警察署等関係機関との連携のもと、犯罪や火災が起きにくい環境づくりを推進します。

○体感治安向上のための2つの視点～分かりやすく・利用（参加）しやすく

生活安全のための事業や取組について、区民の声を聴きながら、区民にとって、より分かりやすく、より利用や参加がしやすいものとするという2つの視点から柔軟に改善を加えていくことで、施策を効果的に推進していきます。

区民の体感治安を向上させるためには、区民の安心につながる施策や情報を、分かりやすく情報発信して、より多くの区民に周知することや、犯罪に対して有効な事業を、より多くの区民に利用してもらえるように改善していくことが必要です。

具体的には、みんなと安全安心メールや区ホームページなどで、犯罪発生情報を発信するだけでなく、青色防犯パトロール車両によるパトロールの強化などの対策の実施や、事案の解決情報などを分かりやすく情報発信し、特殊詐欺の被害防止に効果の高い、自動通話録音機の貸与事業など、区民の安全確保に直結する事業について、警察署等関係機関や庁内でも横断的に意見を聞きながら周知方法などを改善して、利用促進などに取り組んでいきます。

「安全で安心できる港区」の実現に向けた取組イメージ

- 基本方針1 子どもや女性の安全安心を確保する
- 基本方針2 高齢者、障害者の安全安心を確保する
- 基本方針3 繁華街の安全安心を確保する
- 基本方針4 全ての区民・地域に向けた安全安心を確保する

施策を効果的に推進するための3つの手法

ネット
ワーク
づくり

ひと
づくり

まち
づくり

体感治安向上のための2つの視点

分かりやすく

利用しやすく

安全安心の確保

体感治安の向上

安全で安心できる港区

誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区

3. 計画により達成をめざす成果の指標

本計画を推進し、めざす成果の指標と数値目標を以下のように設定します。

【居住地区治安の変化】

成果指標名	前回策定時	現状値	計画目標値
	令和2（2020）年度	令和5（2023）年度	令和8（2026）年度
治安が良くなっていると感じている人の割合	15.0%	10.3%	20.0%

※良い（良くなっている・やや良くなっている）と回答した割合

【犯罪被害への不安感】

成果指標名	前回策定時	現状値	計画目標値
	令和2（2020）年度	令和5（2023）年度	令和8（2026）年度
犯罪被害に遭うかもしれないと不安に感じている人の割合	35.4%	62.3%	30.0%

※不安（非常に不安に感じる・やや不安に感じる）と回答した割合

第4章 港区生活安全行動計画策定での具体的な取組

本計画では、前計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）の体系の考え方を踏襲しつつ、「子どもや女性の安全安心」、「高齢者、障害者の安全安心」、「繁華街の安全安心」と「全ての区民・地域に向けた安全安心」を合わせて、基本方針として整理します。

基本方針1. 子どもや女性の安全安心を確保する

子どもや女性への声かけなど犯罪に至る前兆と考えられる事案や、わいせつ行為・暴行・傷害などの犯罪被害が発生しています。通学路の安全確保やみんなと安全安心メールでのパトロール強化の情報発信など、子どもと女性が安心感を得られる取組を推進します。

番号	事業名	新規・拡充	防犯	防火
1-1	通学路の安全・安心の確保		●	●
1-2	ながら見守り連携事業（子ども、女性）	拡充	●	●
1-3	みんなと安全安心メール（子ども、女性）	拡充	●	●
1-4	不審者等の緊急情報のメール配信		●	●
1-5	区民防犯研修会	拡充	●	
1-6	子どもへの防犯に関する学習の実施		●	
1-7	セーフティ教室の実施（情報モラル教育の推進など）		●	●
1-8	安全安心ハンドブックの配布（子ども、女性）		●	●
1-9	「子ども110番」の充実		●	
1-10	安全対策協議会の実施		●	
1-11	薬物乱用防止対策		●	
1-12	児童相談所による迅速かつきめ細かな援助の実現		●	
1-13	児童虐待防止対策等の推進		●	
1-14	ドメスティック・バイオレンス（DV）等の対策		●	
1-15	区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用（子ども）		●	
1-16	子どもの施設への防犯対策の実施		●	
1-17	区有施設安全総点検（子ども）			●
1-18	区有施設における不審者侵入対策の実施（子ども）		●	
1-19	区立小学校の警備		●	●
1-20	学童クラブにおける安全管理・危機管理体制の強化		●	
1-21	区立公園・児童遊園における安全対策		●	●

関連する
計画

「港区地域保健福祉計画」1-12, 1-13, 1-14
 「港区学校教育推進計画」1-1, 1-4, 1-7, 1-11, 1-17, 1-18, 1-19
 「港区幼児教育振興アクションプラン」1-1, 1-7

1-1 通学路の安全・安心の確保

所管課：教育委員会事務局学校教育部 学務課／教育指導担当
各総合支所 管理課／協働推進課／まちづくり課
子ども家庭支援部 保育課
街づくり支援部 地域交通課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当



子どもたちの安全・安心を守る上で、通学路の安全を確保する取組は極めて重要です。区では、区内警察署やPTA等とも連携して、登下校や屋外での活動中の子どもの見守りや通学路点検など、通学路の安全に関する様々な取組を行っていきます。

(1) 登下校時の見守り活動の実施

所管課：教育委員会事務局学校教育部 学務課

子どもが、安心して、安全に登下校できるよう、シルバー人材センターの誘導員が児童の登下校時の見守りを行っています。この取組は、全ての区立小学校において、児童が登下校する全ての日（夏季水泳指導期間を含む）に行っています。本活動は交通安全とともに、誘導員と児童との挨拶等のコミュニケーションを通じた見守り活動にもつながっています。

(2) 児童・生徒への防犯ブザーの貸与

所管課：教育委員会事務局学校教育部 学務課

通学路等における安全確保のために、新入学児童及び希望する児童・生徒に携帯防犯ブザーを配付します。

平成15（2003）年度から区立小・中学校の全児童・生徒に防犯ブザーを配付し、以降、毎年度初めに新入学児童に対し配付しています。私立小・中学校の児童・生徒については、希望者に対し、学務課又は各学童クラブ・児童館・各子ども中高生プラザを通じて配付しています。

(3) 児童一人ひとりの通学路安全安心マップの作成

所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

親子で通学路を点検・見直しをして、児童一人ひとりの通学路安全安心マップを作成します。作成に当たっては、小学校を通して各家庭に対し協力を依頼します。

(4) 子ども見守り活動への支援

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

子どもの安全確保及び地域の防犯力の向上の観点から、PTA等が児童・生徒の登下校する時間帯に合わせて、通学路での声かけや安全確保の活動を実施する際に必要な物品（ベスト、腕章及び自転車用プレート）を貸与します。

(5) 通学路の安全対策の実施

所管課：教育委員会事務局学校教育部 学務課

各小学校では、通学路における様々な危険から子どもたちを守るために、PTA、警察署、各総合支所、道路管理者、地域の町会・自治会、学童クラブとの連携・協力のもと、春と秋に通学路点検を実施しています。

点検の結果、改善を要する箇所について各関係機関と協議するとともに、学校は児童へ危険箇所の周知徹底を行うなど、児童の安全を確保します。

(6) 保育施設等における安全確保の推進

所管課：各総合支所 管理課／まちづくり課
子ども家庭支援部 保育課
街づくり支援部 地域交通課
教育委員会事務局教育推進部 教育長室

区は、令和元（2019）年9月に保育施設等の散歩経路について、警察や道路管理者、保育施設等による合同点検を行い、ガードパイプを設置するなど安全確保に取り組んでいます。

保育施設等における園外活動時の安全確保を推進するため、警察署などの関係機関と連携しキッズ・ゾーン等の安全対策に取り組むとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援します。

また、幹線道路などから外れた場所に位置する保育施設等の入口まで、自転車が安全に通行可能な路線として自転車ナビマークや案内サインなどを設置する「子育て送迎ルート」を整備することにより、通行するすべての人や車両に「子育て施設につながる道路」であることを周知します。

(7) 青色防犯パトロール車両（青パト）によるホットスポットパトロール

所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理室・生活安全担当

犯罪の機会を未然に防止する目的で、青色防犯パトロール車両（青パト）により区内全域を24時間体制でパトロールします。子どもや女性への声かけ事案などが発生した場合、巡回ルート柔軟に変更してパトロールを強化し、子どもや女性の安全を確保します。

①子どもの施設等巡回パトロール

犯罪が起きにくい環境づくりを推進するため、青パトが公園・児童遊園、保育園等の子どもが利用する施設を中心に区内全域をパトロールします。

②通学路パトロール（六本木地区）

「安全・安心まちづくり推進地区（六本木地区）」の取組の一環として、指定地域内及び隣接地域の学校を対象に、青パト及び徒歩（青パト隊員）により、登下校時のパトロールを実施します。

1-2 ながら見守り連携事業（子ども、女性）

【拡充】



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

「ながら見守り連携事業」は、訪問等で区民等と直接ふれあう機会が多い地域に密着した事業者と協定を締結し、日常業務をしながら見守りに協力してもらう事業です。

協定を締結した事業者は、日常業務をしながら無理のない範囲で、子どもや女性などが犯罪被害等の危険な目に遭わないよう、見守る役割を果たします。

例えば、通学路を通行する際、業務用車両の速度を少し落として注意深く目を配ること、訪問したり来店した際、子どもたちが危険に晒されていると感じたら気遣う声をかけ、区や警察署等に通報し一時的に保護すること等が挙げられます。

犯罪被害に遭わないようにするため、見知らぬ人との接触を避ける人が増えていることから、協定締結事業者と連携して、日頃からの区民等とのつながりを活かして、安全安心メールなど生活安全のための事業、特殊詐欺被害防止の情報、電気火災をはじめとした火災に対する予防情報などのチラシを配布するなど、地域に密着した事業者と連携した取組を推進します。

区は平成 28（2016）年 9 月に事業を開始し、これまでに 18 事業者（令和 4 年度末）と協定を締結し、協定を生かした情報共有と見守り活動をしています。

区内での見守りの担い手を増やしていくため、ながら見守り連携事業に賛同し推進する事業者との協定締結をより一層すすめて、多様な業態とのネットワークを構築することで地域の目を増やし、安全・安心の輪を広げます。



1-3 みんなと安全安心メール（子ども、女性）

【拡充】



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

暴行・公然わいせつ等の犯罪、声かけ事案、盗撮と疑われる事案等の発生情報や、電気火災の予防情報など、防犯・防火や施設の安全対策等に役立つ情報や知識を、区民等、警察署・消防署等関係機関、区有施設含む区職員から広く収集し、事前に登録した方に、夜間・休日でも迅速にメールが配信できる体制を整えています。

また、犯罪の発生情報だけでなく、青色防犯パトロール車両によるパトロールの実施や、犯罪の解決情報など、区民の安全・安心につながる情報も積極的に発信していきます。

犯罪発生情報など特に緊急性が高い情報については、区ホームページのほか、X（旧Twitter）、LINE、FacebookといったSNS（※）や区有施設に設置されているデジタルサイネージ（※）と自動連携し、日本語・英語・中国語・ハンガルの多言語で発信します。

みんなと安全安心メールによる情報配信には、紙の冊子やチラシを持ち歩く必要がない簡便性と、即時性という大きなメリットがあります。

子どもたちを指導する教育関係者や日頃地域に密着して活動する子どもや女性と接する機会の多い事業者、防犯活動をする人にも利用を促し、情報を知ってもらうことで効果的な見守りが期待できます。

被害者となりうる子どもやその保護者、女性を主な対象として事業を展開することはもちろん、教育関係者や事業者にも積極的に周知し、みんなと安全安心メールの登録者を増やすことで、「みんなと安全安心メールの受信をきっかけに繋がる安全・安心の輪」を広げます。



※SNS：Social Networking Serviceの略。インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、双方向のやりとりができる、X（旧Twitter）、Facebook、LINE等のメディアのこと。

※デジタルサイネージ：いわゆる電子看板のこと。ネットワークに接続することで即時に情報を配信するのが特徴。街中にある大型スクリーン、コミュニティバスや電車の車内にあるような小型のものなど、様々な形がある。

1-4 不審者等の緊急情報のメール配信



所管課：子ども家庭支援部 子ども政策課
教育委員会事務局学校教育部 学務課

(1) 児童施設災害時緊急メール配信サービス

所管課：子ども家庭支援部 子ども政策課

災害時や緊急時に、区立保育園、認定こども園等の利用者と、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに、区又は各施設から安否情報や緊急情報を配信します。また、登録者に対しては、アンケート形式で返信を求めることで、区や各施設において災害時や緊急時の「お迎えの可否」等を確認します。

(2) 緊急メール配信

所管課：教育委員会事務局学校教育部 学務課

メール配信等を希望する区立・私立幼稚園の保護者、区立小・中学校の保護者、放課 GO → に登録している児童の保護者に不審者等の緊急情報を一斉配信します。また、災害時の安否確認ができる仕組みを導入しています。

1-5 区民防犯研修会

【拡充】



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

子どもや女性が暴行・公然わいせつ等の犯罪、声かけ事案、盗撮と疑われる事案等から身を守るためには、防犯に関する知識が必要です。

いざというときに防犯に関する知識を活用し、犯罪企図者から身を守るには、その知識を習得するとともに、いざというときの「場面」を疑似的に体験し訓練を積んでおくことが必要です。

そこで、犯罪機会論に基づき、犯罪が発生しやすい「場所」や「状況」に着目し、施設周辺で実際に確認するフィールドワークを行ったり、自らの身を守る方法を実践するなど、講義形式と合わせ実際に体験して学ぶことを重視する実践的な防犯研修会を開催します。

また、参加者から、研修会の感想やどのようにして研修会の実施を知ったのかなどについてアンケートを行い、その意見を反映させながら、より効果的に情報発信し、より参加しやすい研修会を実施していきます。



基本方針

1

子どもや女性の安全安心を確保する

1-6 子どもへの防犯に関する学習の実施

所管課：各総合支所 管理課
子ども家庭支援部 子ども若者支援課



地域安全マップの作成など防犯に関する学習を通じ、子ども自身が自己決定する力や行動する力などの問題解決能力を育みます。学習は、児童館、学童クラブや子ども中高生プラザにおいて、子どもと地域が一緒になって学ぶワークショップ事業などで実施します。

1-7 セーフティ教室の実施（情報モラル教育の推進など）



所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当
教育委員会事務局教育推進部 教育長室

教育委員会が区内全ての小・中学校において、それぞれの学校の実態に合わせた内容で「セーフティ教室」を実施し、啓発を進めます。

（1）防犯・事故防止教育の充実

所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当
教育委員会事務局教育推進部 教育長室

教育委員会が学校施設内や通学路等において、様々な危険から子どもたちを守るために、学校・家庭・地域が連携した取組を進めます。

幼稚園では、地域の警察署などの協力を得ながら定期的な防犯訓練を実施することで、意識の向上を図ります。

（2）情報モラル教育の推進

所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

教育委員会が、子どもたちがインターネット等を通じたトラブルや犯罪に巻き込まれることを防ぐために、情報モラル教育を推進し、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」が身に付く取組を推進します。

（3）インターネット被害・薬物乱用防止教室の推進

所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

教育委員会が、子どもたちがインターネット被害や薬物の被害に遭わないための意識啓発の取組を推進します。

（4）消防署、総合支所、地域と連携した総合防災教室の実施

所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

教育委員会が、消火体験・煙体験及び避難所やトイレの設営体験等の体験活動を通して、幼児・児童・生徒が火災や災害発生時における様々な危険とその対処を学ぶことができるようにするために、学校、消防署、各総合支所及び地域が連携して行う総合防災教室等の取組を推進します。

1-8 安全安心ハンドブックの配布（子ども、女性）



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

区民の生活安全意識の向上を図るため、区民一人ひとりが取り組むことができる防犯・防火対策をハンドブックにまとめ、正しい「知識」と「備え方」を広く周知します。

自宅や街中での防犯・防火対策のほか、子どもの防犯対策では、連れ去り等の子どもが被害に遭いやすい場所について説明し、親子での約束事など被害を防止するための対策を紹介します。また近年、インターネットの利用において、犯罪に巻き込まれるケースも多いことから、注意を促します。

女性の防犯対策では、痴漢等の女性が被害に遭いやすい犯罪や場所、防止対策について紹介します。

防火対策では、区内の火災発生状況や、電気火災の予防に役立つ知識（電気コードについて、ドアでの挟み込みや、家具等で踏みつけたままでの使用をしないよう注意することなど）など、防火に関する情報を分かりやすく説明します。

ハンドブックは、4か国語版（日本語・英語・中国語・ハングル）を作成し、区ホームページでも公開します。

「インターネットよりも、直接手にとることのできる冊子の方が利用しやすい。」との意見もあることから、学童クラブや子ども中高生プラザなど、子どもや保護者の目にとまりやすい場所にも、冊子を置くなどの取組を行い、より多くの区民に活用してもらいます。

1-9 「子ども110番」の充実



所管課：子ども家庭支援部 子ども若者支援課

子ども110番とは、子どもが不審者等から追いかけられた場合に、子ども110番協力者が子どもを保護し、警察署や保護者に通報して、子どもの安全を図る仕組みです。区立小学校PTA連合会と連携し、また「ながら見守り連携事業」で協定を結んだ事業者との連携等により、協力者の拡充を図ります。区は協力者マップや学区域共通のステッカーの作成及び配布、協力者のための保険（見舞金支給制度）への加入等の支援を実施し、地域の安全体制を整備します。

1-10 安全対策協議会の実施



所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

教育委員会が幼稚園・小・中学校の安全指導・生活指導の担当教員、各幼稚園・小学校のPTAの代表、各警察署のスクールサポーター等で構成する安全対策協議会において、子どもたちの危険を予測し、回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成を図るための安全教育を推進します。

1-11 薬物乱用防止対策



所管課：みなと保健所 生活衛生課
教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

(1) 薬物乱用防止対策

所管課：みなと保健所 生活衛生課

覚醒剤、大麻をはじめとする違法薬物は、1度の使用でも心身に大きな影響を与える可能性があり、特に青少年期からの教育は重要です。違法薬物の乱用を防止するため、東京都薬物乱用防止推進港区協議会の啓発活動を支援するとともに、協働して地域のイベント等に参加し、子ども向けの啓発活動を行います。

(2) 薬物乱用防止教室の実施

所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

教育委員会が各区立小・中学校において、東京都薬物乱用防止推進港区協議会と連携し、薬物乱用防止教室を年1回実施するなど内容の充実を図っています。薬物乱用防止ポスター・標語コンクールへの作品の応募を促進し、児童・生徒の薬物乱用防止に対する意識を高めるなど、子どもたちが薬物乱用による被害者及び加害者とならないための取組を推進します。

1-12 児童相談所による迅速かつきめ細かな援助の実現



所管課：児童相談所 児童相談課

児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等が児童虐待などの養護相談、非行相談、障害相談等の子どもと家庭の問題に対応します。迅速に安全確認、調査、相談を行い、必要に応じ、一時保護、里親委託、施設入所等を行います。子ども家庭支援センターや地域の関係機関と連携し、子どもと家庭の状況に応じた切れ目のないきめ細かな援助を行います。

1-13 児童虐待未然防止対策等の推進



所管課：子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター

(1) 児童虐待未然防止等に関する啓発

所管課：子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター

地域住民が子どもの安全を守るため、区民が児童虐待の未然防止や早期発見などについて関心を持ち意識が高まるよう、児童虐待の未然防止についてのリーフレット等の作成・配布、ワークショップの開催などの啓発活動を推進します。また、子ども自らが相談できる相談先や方法について子ども向けリーフレット等を作成・配布し、周知します。

(2) 児童虐待の未然防止対策

所管課：子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター

民生委員・児童委員、医療機関、家庭裁判所、警察署、乳児院、保育園、幼稚園、小・中学校、保健所、児童相談所等の港区要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携を強化し、児童虐待やいじめ、不登校、そのほか問題を抱える要支援児童等の早期発見や対応力を高めるとともに子ども家庭支援センターを中心とした要支援家庭等への支援を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。

1-14 ドメスティック・バイオレンス（DV）等の対策



所管課：総務部 人権・男女平等参画担当
子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター

(1) DV、ストーカー行為に関する意識啓発

所管課：総務部 人権・男女平等参画担当
子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター

①講座・パネル展等の開催

男女平等参画センター（リーブラ）では、人権尊重や男女平等の観点から、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、講座やパネル展等を通じて、DV、ストーカー、デートDV防止に向けての啓発や情報提供を行います。

②DVに関するガイドブックの作成・配布

DVに関する知識やDV被害者が相談できる機関等について記載した冊子を配布し、DV被害者や周囲の人へ必要な情報提供を行っています。また、デートDVに関するリーフレットを作成、配布し、若年者に向けた啓発を行うことで、ストーカー行為や婚姻後のDV被害・加害の予防を促進します。

(2) DVに関する相談体制の整備

所管課：総務部 人権・男女平等参画担当
子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター

①心のサポートルーム

男女平等参画センター（リーブラ）の「心のサポートルーム」では、DVやデートDVに関する相談を受けています。弁護士、臨床心理士、公認心理士等の資格を有する専門の相談員が対応し、状況によっては警察署、東京ウィメンズプラザ等のより専門的な機関につながります。

②子どもと家庭の総合相談

令和3（2021）年4月から、家庭相談センターは子ども家庭支援センターに統合され、子どもと家庭に関する総合的な相談体制になりました。配偶者暴力相談支援センター機能を有する子ども家庭支援センターにおいて、専門の相談員がDV被害者からの相談を受け、関係機関と連携し自立までの一貫した支援を実施します。

1-15 区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用（子ども）

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当
各施設管理所管課



区では、混雑状況等の把握及び犯罪の未然防止のため、「港区有施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準」に基づき、区有施設に防犯カメラを設置しています。

保育園や子ども中高生プラザ等の施設においても、防犯カメラを設置することで子どもの安全・安心を向上させるとともに、プライバシーへの配慮など基準に基づいて適切な管理・運用を行います。

1-16 子どもの施設への防犯対策の実施

所管課：各総合支所 管理課
教育委員会事務局学校教育部 学校施設担当
子ども家庭支援部 子ども若者支援課・保育課



子どもが過ごす施設において、施設のオートロック化や、非常通報装置「学校 110 番」の運用、校内非常通報システムの設置など、犯罪の未然防止や不審者の侵入防止の体制を整えます。

1-17 区有施設安全総点検（子ども）

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当



平成 18(2006)年 6 月のシティハイツ竹芝におけるエレベーター事故の教訓を踏まえ、毎年度、定められた点検項目に沿って、全区有施設を対象に安全点検を行います。

点検項目には、路面や校庭・園庭、砂場などに危険物が放置されていないか、樹木に倒木の危険・枯れ枝はないか、遊具の取付金具がゆるんでいないか、バルコニーの手すりの高さは十分か（1.1メートル以上）をはじめ、消火設備の前に物が置かれていないか、コンセントにたこ足配線、ほこりかぶり、指入れ等の危険性はないかなど、施設に応じて、130 から 260 程度の項目があります。

保育園や小・中学校等の子どもが利用する施設では、教職員や施設管理担当職員が日常の施設の使用状況等を踏まえ、目視、触診等により施設の点検を行います。これにより、各施設の不具合状況を把握するとともに、施設管理担当職員の安全確保に関する意識の向上を図ります。

1-18 区有施設における不審者侵入対策の実施（子ども）

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当
各施設管理所管課



区有施設のうち幼稚園、保育園、小・中学校、学童クラブ、児童館等子どもを対象とした施設に、不審者侵入対策として防犯機器（刺股、防護盾等）を配備します。防犯機器を配備された各施設では、施設の立地、利用状況等の実情に即して、それらの機器を活用した年1回程度の不審者侵入対策訓練を実施します。その際、可能な限り警察官の派遣を受けるなど警察署と連携します。なお、小・中学校では、児童・生徒が参加する不審者侵入を想定した避難訓練を教育課程に位置付けて年1回以上実施します。

1-19 区立小学校の警備

所管課：教育委員会事務局学校教育部 学務課



不審者の侵入や犯罪行為の未然防止を図るため、小学校全校に警備員を配置するとともに、近接する区立幼稚園、中学校の巡回も実施します。

全区立小学校 19 校に各 1 名以上配置し、児童登下校時の立哨、校内巡回を行います。また、近接する区立幼稚園 12 園では、幼稚園の登園・降園の時間帯に合わせて巡回警備し、近接する区立中学校 4 校では適宜巡回警備を行います。



1-20 学童クラブにおける安全管理・危機管理体制の強化



所管課：子ども家庭支援部 子ども若者支援課

事件・事故から子どもを守り、保護者の安心につながるよう、学童クラブを利用する児童の保護者へ、児童の学童クラブの入退室時刻をメールで知らせる「学童クラブ児童見守りシステム」を運用します。

1-21 区立公園・児童遊園における安全対策



所管課：各総合支所 まちづくり課
街づくり支援部 土木課

(1) 安全・安心に配慮した修繕

所管課：各総合支所 まちづくり課

区職員、指定管理者による巡回点検などで公園・児童遊園等に設置されている照明等に不具合が発見された場合は、防犯・防火面に配慮し早急に修繕を実施します。また、公園等の植栽の維持管理や樹木の剪定に当たっては、周辺からの見通しの確保や枯れ葉の除去など、防犯・防火面に配慮します。

(2) 防犯カメラの設置

所管課：街づくり支援部 土木課
各総合支所 まちづくり課

公園・児童遊園等における犯罪を防止し、子ども、女性等犯罪被害に遭いやすい利用者の安全確保を強化するため、「港区立公園等における防犯カメラの設置及び運用に関する要領（平成 29（2017）年 3 月）」に基づき防犯カメラを設置します。

(3) 遊具等の点検

所管課：各総合支所 まちづくり課

公園・児童遊園等内に設置されている遊具等を安全に利用できるように、指定管理者や区職員による日常の点検及び定期的な巡回点検を実施します。また、専門業者による点検も年 1 回実施します。

基本方針 2. 高齢者、障害者の安全安心を確保する

高齢者を対象とした特殊詐欺などが繰り返されていることが、区民の体感治安の低下に大きく影響しています。詐欺の手口の情報発信や自動通話録音機の貸与促進、分かりやすい防犯講座などで、対策に取り組みます。

番号	事業名	新規・拡充	防犯	防火
2-1	特殊詐欺や点検を装った強盗等の被害防止対策	拡充	●	
2-2	みんなと安全安心メール（高齢者、障害者）	拡充	●	●
2-3	ながら見守り連携事業（高齢者、障害者）	拡充	●	●
2-4	高齢者への防犯に関する講座の実施	拡充	●	
2-5	「障害児・者を支援している人への研修」の実施		●	
2-6	安全安心ハンドブックの配布（高齢者）		●	●
2-7	高齢者虐待防止の推進		●	
2-8	高齢者セーフティネットワークの構築の推進		●	
2-9	高齢者の消費者被害防止の推進		●	
2-10	障害者虐待防止の推進		●	
2-11	区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用（高齢者、障害者）		●	
2-12	区有施設安全総点検（高齢者、障害者）			●
2-13	区有施設における不審者侵入対策の実施（高齢者、障害者）		●	

関連する
計画

「港区地域保健福祉計画」 2-4, 2-5, 2-8, 2-9, 2-10

2-1 特殊詐欺や点検を装った強盗等の被害防止対策【拡充】

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当



還付金詐欺などの特殊詐欺や点検業者を装った強盗は全国的な社会問題です。また、インターネット利用中に嘘の警告画面が表示されるサポート詐欺なども発生しています。特殊詐欺には多数の手口があり、新しい手口が次々と出てくる一方で、区職員を騙った還付金詐欺などの従来の手口による被害も継続して発生しており、様々な機会を通じて、繰り返し注意喚起を行っていく必要があります。

区は、引き続き、警察署等と連携しながら、広報紙や広報動画、メール配信等様々な形で、最新の手口や被害を防止するための方法を情報発信するとともに、自動通話録音機による物理的な被害防止に取り組みます。

(1) 区民参加型対策講座の実施

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

高齢者・障害者が、いざというときに特殊詐欺を防止するための方法を実践できるようにするためには、訓練し、体験的に学んでもらうことが重要です。そこで、実際に発生している最新の特殊詐欺事例をもとに、警察署と連携し、区民がよりわかりやすく実践的に被害を防止するための方法を学ぶ機会を提供します。また、高齢者・障害者の支援に関わる人にも参加を呼び掛けます。

講座の参加者には、知人や家族等との会話の中で、講習会の内容を話題にしてもらうよう呼びかけを行い、より記憶に残るものとし、また、講座の感想や特殊詐欺についてのアンケートを行い、その意見を反映させていくことで、より効果のある講習会を開催します。

(2) 自動通話録音機の貸与

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

自動通話録音機には、呼出音が鳴る前に自動で警告音声を流し電話に出た後の会話を実際に録音することで、特殊詐欺犯が電話をあきらめる効果があります。区では区内の高齢者等に無料で貸与する事業を平成 27 (2015) 年 7 月から実施しています。ご自身での設置が困難な方については、区が事業者を派遣し設置を支援します。高齢者相談センター（地域包括支援センター）等と連携し、相談受付、設置促進を図ります。

高齢者・障害者が利用しやすいよう、チラシ配布とともに、区主催の防犯講座、区民まつりなどのイベントや会合等に出向き直接対面で事業を紹介するなど、積極的に周知し、犯人からの電話に出なくてすむ環境づくりを支援します。

また、利用希望者から、どのようにして本事業を知ったのか確認するなどして、より効果的な周知を図ります。

2-2 みんなと安全安心メール（高齢者、障害者）【拡充】



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

暴行、詐欺等の犯罪発生情報や、特殊詐欺や悪質商法と思われる電話がかかっている情報、電気火災の予防情報など、防犯・防火や施設の安全対策等に役立つ知識を、区民、警察署・消防署等関係機関、区有施設含む区職員から広く収集し、事前に登録した方に迅速にメールで配信します。

また、犯罪の発生情報だけでなく、青色防犯パトロール車両によるパトロールの実施や、犯罪の解決情報など、区民の安全・安心につながる情報も積極的に発信していきます。

犯罪発生情報など特に緊急性が高い情報については、区ホームページのほか、X（旧Twitter）、LINE、FacebookといったSNS（※）や区有施設に設置されているデジタルサイネージ（※）と自動連携し、日本語・英語・中国語・ハングルの多言語で発信します。

みんなと安全安心メールによる情報配信には、紙の冊子やチラシを持ち歩く必要がない簡便性と、即時性という大きなメリットがあります。

高齢者や障害者を支援する立場にある事業者や関係機関職員にも利用を促進し、情報を知ってもらうことで効果的な見守りが期待できます。

被害者になりやすい高齢者や障害者を主に対象として事業を展開することはもちろん、事業者や関係機関職員にも積極的に周知し、みんなと安全安心メールの登録者を増やすことで、「みんなと安全安心メールの受信をきっかけに繋がる安全・安心の輪」を広げます。

特に特殊詐欺については、毎月、区内の被害件数や被害総額、主な手口などを配信し、高齢者だけでなく、家族や友人知人などにも広く注意喚起することで、高齢者を被害から守ります。



※ SNS：Social Networking Serviceの略。インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、双方向のやりとりができる、X（旧Twitter）、Facebook、LINE等のメディアのこと。

※ デジタルサイネージ：いわゆる電子看板のこと。ネットワークに接続することで即時に情報を配信するのが特徴。街中にある大型スクリーン、コミュニティバスや電車の車内にあるような小型のものなど、様々な形がある。



「ながら見守り連携事業」は、訪問等で区民等と直接ふれあう機会が多い地域に密着した事業者と協定を締結し、見守りに協力してもらう事業です。

協定を締結した事業者は、日常業務をしながら無理のない範囲で、高齢者や障害者が犯罪被害等の危険な目に遭わないよう、見守る役割を果たします。

例えば、業務用車両の速度を少し落として注意深く目を配ること、高齢者や障害者の家を訪問したり、高齢者や障害者が来店した際、危険に晒されていると感じたら気遣う声をかけること、区や警察署等に通報して一時的に傍でサポートすること等が挙げられます。

また、見知らぬ人との接触を避ける人が増える中、協定締結事業者と連携して、日頃からの区民等とのつながりを活かして、安全安心メールや自動通話録音機の無償貸与などのチラシの配布、区内で発生した特殊詐欺被害の情報や、電気火災をはじめとした火災に対する予防情報の周知などにも取り組みます。

区は平成 28（2016）年 9 月に事業を開始し、これまでに 18 事業者（令和 4 年度末）と協定を締結し、協定を生かした情報共有と見守り活動をしています。

区内での見守りの担い手を増やしていくため、ながら見守り連携事業に賛同し、推進する事業者との協定締結をより一層進め、多様な業態とのネットワークを構築することで地域の目を増やし、安全・安心の輪を広げます。

参考 高齢者の見守り体制の強化

「港区ながら見守り連携事業に関する協定」以外にも、区ではこれまでに、港区と電気・ガス・水道のライフライン事業者及び信用金庫、生活協同組合、新聞販売同業組合など見守りに関する協定を締結しています。事業者が訪問した際に異変があった場合、区に通報するなど、事業者等との見守りの連携を推進しています。

2-4 高齢者への防犯に関する講座の実施

【拡充】

所管課：保健福祉支援部 高齢者支援課
産業・地域振興支援部 産業振興課
各総合支所 管理課



各地区に設置している高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、警察署から講師を招き、「特殊詐欺」等高齢者が被害に遭いやすい犯罪の被害防止を目的とした講座などを実施し、啓発を行います。

いきいきプラザでは、スマートフォンの操作に慣れていない人向けの講座を開催して、高齢者へのデジタル活用支援を行う中で、フィッシング詐欺への注意喚起など、詐欺被害の未然防止に努めます。

また、消費者センターでは、高齢者が被害に遭いやすいフィッシング詐欺や点検商法などの消費者被害防止を目的として、いきいきプラザなど的高齢者施設に対する出前講座やスマートフォン操作講習会などに関する講座などを実施し、啓発を行います。

2-5 「障害児・者を支援している人への研修」の実施

所管課：保健福祉支援部 障害者福祉課



「障害児・者を支援している人への研修」では、障害児・者に関する理解を深めることを目的に、区内在住者、在勤者、障害福祉サービス提供事業所の職員などを対象に、障害者福祉に関する知識や、介護技術についての講義を実施しています。

この研修のプログラムの中に、成年後見制度の利用など、犯罪被害の防止をテーマとした講義を取り入れ、引き続き開催していきます。

2-6 安全安心ハンドブックの配布（高齢者）



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

区民の生活安全意識の向上を図るため、区民一人ひとりが取り組むことができる防犯・防火対策をハンドブックにまとめ、正しい「知識」と「備え方」を広く周知します。

高齢者の防犯対策では、特殊詐欺等の高齢者が被害に遭いやすい犯罪の特徴について説明するとともに、被害を防止するための対策を紹介します。

防火対策では、区内の火災発生状況や、電気火災の予防に役立つ知識（電気コードについて、ドアでの挟み込みや、家具等で踏みつけたままでの使用をしないよう注意することなど）など、防火に関する情報を分かりやすく説明します。

ハンドブックは、4か国語版（日本語・英語・中国語・ハングル）を作成し、区ホームページでも公開します。

「インターネットよりも、直接手にとることのできる冊子の方が利用しやすい。」との意見もあることから、ながら見守り連携事業などを通じて、地域に密着した事業者の協力も得ながら、高齢者に冊子を配布するなどの取組を行い、より多くの区民に活用してもらいます。



2-7 高齢者虐待防止の推進

所管課：保健福祉支援部 高齢者支援課



高齢者の養護者や施設従事者による虐待の早期発見と適切な対応等について記載した「港区高齢者虐待防止対応マニュアル」を活用するとともに、関係機関の職員に対する研修を実施し、職員の対応力の向上を図っています。また、民生委員・児童委員、町会・自治会、港区医師会、介護事業者、港区社会福祉協議会、警察署、消防署や高齢者相談センター（地域包括支援センター）などの関係機関で構成する「高齢者地域支援連絡協議会」を設置し、地域全体で高齢者虐待防止に取り組んでいます。さらに、介護者が抱える問題を相談できる「介護家族の会」や「みんなとオレンジカフェ（認知症カフェ）」の活用等により、高齢者の虐待防止を推進します。

2-8 高齢者セーフティネットワークの構築の推進

所管課：保健福祉支援部 高齢者支援課



「高齢者地域支援連絡協議会」や各地区の「地区高齢者支援連絡会」での情報交換や協議を踏まえ、地域の様々な機関と協働し、日々の見守りや災害時の安全確保、虐待防止、消費生活被害の防止などを目的として、高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築を推進します。

また、高齢者の居場所や地域の人との交流の場となり、地域における見守りにも通じるサロンの場づくりを充実します。

2-9 高齢者の消費者被害防止の推進

所管課：保健福祉支援部 高齢者支援課



高齢者が消費者被害や詐欺事件の被害者とならないためには、高齢者への適切な情報提供とともに身近な場所での相談機能の充実が欠かせないことから、高齢者相談センター（地域包括支援センター）やふれあい相談員が高齢者からの相談に応じます。

必要に応じて消費者センターに引き継ぎ、さらに警察署などの関係機関とも連携し、高齢者の消費者被害の防止と早期解決を推進します。

2-10 障害者虐待防止の推進

所管課：保健福祉支援部 障害者福祉課



障害者福祉課内に設置している障害者虐待防止センターの障害者虐待防止相談ダイヤルにおいて通報等を受理し、障害者虐待、権利侵害の防止や、虐待の早期発見・早期対応を推進します。

さらに、子ども家庭支援センター、高齢者相談センター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員等との連携を強化し、港区障害者虐待防止・養護者支援事業について周知・啓発などを行い、障害者に対する虐待の予防や早期発見、養護者支援の取組を推進します。

2-11 区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用 （高齢者、障害者）

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当
各施設管理所管課



区では、混雑状況等の把握及び犯罪の未然防止のため、「港区有施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準」に基づき、区有施設に防犯カメラを設置しています。

いきいきプラザや障害保健福祉センター等の高齢者や障害者が利用する施設においても、防犯カメラを設置することで利用者の安全・安心を向上させるとともに、プライバシーへの配慮など基準に基づいて適切な管理・運用を行います。

2-12 区有施設安全総点検（高齢者、障害者）

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当



平成 18(2006)年 6 月のシティハイツ竹芝におけるエレベーター事故の教訓を踏まえ、毎年度、定められた点検項目に沿って、全区有施設を対象に安全点検を行います。

点検項目には、路面などに危険物が放置されていないか、樹木に倒木の危険・枯れ枝はないか、床面が滑りやすすくないか、手すりにがたつき、ゆるみ、ささくれ等はないかをはじめ、消火設備の前に物が置かれていないか、コンセントにたこ足配線、ほこりかぶり、指入れ等の危険性はないかなど、施設に応じて 130 から 260 程度の項目があります。

いきいきプラザや障害保健福祉センター等の高齢者や障害者が利用する施設では、施設管理担当職員が日常の施設の使用状況を踏まえ、目視、触診等により施設の点検を行います。これにより、各施設の不具合状況を把握するとともに、施設管理担当職員の安全確保に関する意識の向上を図ります。

2-13 区有施設における不審者侵入対策の実施 (高齢者、障害者)

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当
各施設管理所管課



区有施設のうち、いきいきプラザ、高齢者相談センター（地域包括支援センター）等高齢者を対象とした施設、障害保健福祉センター等障害者を対象とした施設に、不審者侵入対策として防犯機器（刺股、防護盾等）を配備します。防犯機器を配備された各施設では、施設の立地、利用状況等の実情に即して、それらの機器を活用した年1回程度の不審者侵入対策訓練を実施します。その際、可能な限り警察官の派遣を受けるなど警察署と連携します。



基本方針3. 繁華街の安全安心を確保する

日ごろから繁華街での犯罪被害への不安感については、多くの意見があります。日常における生活安全施策の充実と合わせ、客引き対策をはじめ、道路上に設置された商業看板やテーブル・椅子の撤去指導、環境美化の取組の推進など、繁華街及び隣接する居住地域において犯罪被害や火災を未然に防止するための対策を強化し、体感治安の向上を図ります。

番号	事業名	新規・拡充	防犯	防火
3-1	客引き防止プロジェクト		●	●
3-2	MINATOフラッグ制度		●	
3-3	落書き消去事業		●	
3-4	青色防犯パトロール車両（青パト）による ホットスポットパトロール		●	●
3-5	各地区生活安全活動推進協議会の活動		●	●
3-6	新橋地区の安全・安心まちづくりの推進	拡充	●	●
3-7	六本木地区の安全・安心まちづくりの推進		●	●
3-8	赤坂地区の安全・安心まちづくりの推進		●	●
3-9	道路上の違反広告物など路上放置物の撤去		●	●
3-10	警察署・消防署等関係機関との連携		●	●
3-11	雑居ビルの防火安全対策の推進			●
3-12	港区暴力団排除条例に基づく取組		●	

関連する
計画

「港区基本計画・芝地区版計画書」3-6
 「港区基本計画・麻布地区版計画書」3-7
 「港区基本計画・赤坂地区版計画書」3-8
 「第4次港区観光振興プラン」3-2

3-1 客引き防止プロジェクト



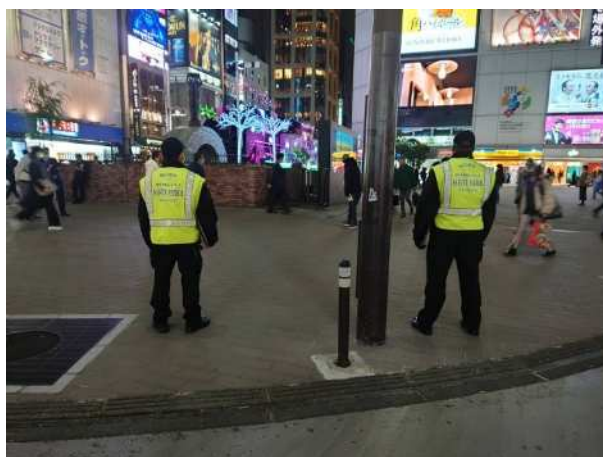
所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

近年、区内の繁華街において一部の飲食店等による営業競争が激化し、店との雇用関係を持たずに「客引き行為」の成功報酬を歩合制で得る者が出現するなど、路上や広場で客引き行為等を行う者や、酔客を強引に店舗へ案内するなどの悪質な行為もあり、区民や来街者に不安感を与える要因となっています。

区では、平成 29（2017）年 4 月に、区民や来街者の安全・安心を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、公共の場所において客引き行為等を明確に規制する「港区客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、違反者への指導を行う「港区生活安全パトロール隊」の配置や飲食店事業者からの誓約書の提出など、条例に基づく取組を推進しています。

生活安全パトロール隊は、新橋地区、六本木地区、赤坂地区などの繁華街において、悪質な客引き行為を行うものに対しての指導や、路上喫煙に対する啓発、来街者への広報活動などを行っています。警察署等関係機関と連携して「客引きしづらい環境づくり」を推進するとともに、条例の違反者に対する過料・公表の更なる適用、違反行為に関係する営業所の名称等の公表など、実態に即した効果的な対策により、繁華街における安全・安心の確保に向けた取組をさらに強化します。

また、生活安全協議会等を通じて、生活安全パトロール隊の指導状況等について積極的に情報発信するとともに、安全安心メールや X（旧 Twitter）等を活用して、安全に区の繁華街で楽しんでもらうためにも、区の条例違反である客引きを利用しないよう啓発を行っています。



参考 港区客引き行為等の防止に関する条例の概要

(1) 規制場所

公共の場所（区内の道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供されるもの）を対象とします。

(2) 規制行為

- ①客引き行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるように勧誘する行為）
- ②客待ち行為（①の客引き行為を行う目的で相手方となるべきものを待つ行為）
- ③勧誘行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、接待飲食店等の役務に従事するように勧誘する行為）
- ④勧誘待ち行為（③の勧誘行為を行う目的で相手方となるべきものを待つ行為）

(3) 禁止事項

- ①公共の場所における客引き行為等の禁止
- ②客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止

(4) 誓約書の提出

区長は、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けたものに対し、条例を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求め、提出した事業者にはその証としてステッカーを交付します。

(5) 違反者への措置

公共の場所における「客引き行為等の禁止」及び「客引き行為又は勧誘行為（スカウト）を用いた営業の禁止」の違反者に対して、指導、勧告、命令のうえ、是正されない場合は、5万円以下の「過料」及び「公表」を適用します。

(6) 港区客引き行為防止対策審議会

条例に基づく客引き行為等の防止に関する措置を適正に実施するため、区長の付属機関として、港区客引き行為防止対策審議会を設置します。



3-2 MINATOフラッグ制度



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

MINATOフラッグ制度は、区の安全・安心に関する取組に賛同・協力する夜間営業事業者と連携し、夜の観光振興と区民や来街者が安全で安心して楽しめる環境の確保を両立させることをめざす事業です。フラッグを掲げることで、安全・安心のための協力する店舗であることが一目で分かり、フラッグを掲げる店舗を増やすことで、体感治安の向上を図り、まちのイメージアップに繋がります。

(1) 対象事業者

午後8時から翌日午前0時まで（又はその一部）の時間に営業する事業者

(2) 区の役割

申し込みのあった夜間営業事業者へ、MINATOフラッグ（青い小旗）を交付します。

区の観光イベントや、民間企業と連携した様々な広報媒体において、フラッグを掲げている店舗は、区の安全・安心に関する取組に協力する事業者であることを周知していきます。

(3) 事業者の役割

MINATOフラッグを店舗の入り口等に掲げ、区取組に協力する事業者であることをPRします。

- 客引きを利用した営業はしない
- 暴力団と交際せず、利用もしない
- 看板等を設置する際は、通行の妨害とならないように配慮する
- ごみ出しのルールを守る
- 各種法令を遵守するとともに近隣の迷惑となる行為はしない
- パトロール等、地域の安全・安心の取組に参加・協力する
- 夜のまち健全なにぎわいに向けた区や地域の取組に協力する

3-3 落書き消去事業



所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

落書きは、地域の美観を損ねるだけでなく、区民に不安感を与え、犯罪を誘発するおそれがあります。区は、快適で良好な生活環境を保持し、体感治安を高めるため、区民への落書き消去剤等の貸与や専門事業者の活用による落書き消去を支援します。また、区民や事業者等が協働して行う地域の落書き消去活動を支援することにより、犯罪防止の効果を高めます。さらに、注意喚起のポスターを多言語で作成するなど、落書き防止のための啓発活動にも取り組みます。

大きな落書きの消去など、消去の周知が防犯上効果があると認められる場合については、区ホームページやX（旧 Twitter）等を活用して、写真を使用して分かりやすく情報発信を行います。



参考 麻布地区総合支所協働推進課の取組

麻布地区総合支所では、月1回程度のペースで、地域の美観保護と犯罪防止を目的に、町会・自治会、商店会、事業者、近隣小学校、行政機関等と連携・協働して落書き消去活動を実施しています。

3-4 青色防犯パトロール車両（青パト）による ホットスポットパトロール



所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

犯罪の機会を未然に防止する目的で、青色防犯パトロール車両（青パト）により区内全域を24時間体制でパトロールします。

パトロールには、保育園や公園・児童遊園等を巡回する「子どもの施設巡回パトロール」、車両及び徒歩により通学路の安全・安心を確保する「通学路パトロール」、帰宅する区民等の安全を確保するため、繁華街や区民からの要望が多い場所などを重点に巡回する「夜間パトロール」があります。

各パトロールを実施するに当たっては、犯罪機会論に基づき、「誰でも入りやすく、見えにくい場所」や落書きの多い場所など犯罪が発生しやすい状況にある場所（ホットスポット）を重点的に巡回する「ホットスポットパトロール」を実践します。また、特殊詐欺への注意喚起、客引きを利用しないことの呼びかけ、火災予防情報の周知などの広報活動も行います。

道路や公園等において不法投棄物を確認した場合は、区や関係機関に報告します。さらに、区内で事件・事故が発生し、巡回を強化する必要がある場合には、巡回ルートを柔軟に変更し、区民等の安全を確保します。

（1）子どもの施設等巡回パトロール

所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

犯罪が起きにくい環境づくりを推進するため、青パトが公園・児童遊園、保育園等の子どもが利用する施設を中心に区内全域をパトロールします。

（2）通学路パトロール

所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

平日及び学校の土曜授業日は、登校時及び下校時に通学路周辺を青パト及び徒歩（青パト隊員）により、パトロールを実施します。

(3) 夜間パトロール

所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

夜間における犯罪の未然防止や体感治安の改善を図るため、犯罪発生件数の多い繁華街や区民からの巡回要望が多い場所などを重点に午後9時から翌朝午前7時まで区内全域をパトロールします。



参考 ホットスポットパトロールとは

ホットスポットパトロールとは、犯罪機会論に基づき、誰もが「入りやすく」、誰からも「見えにくい（見られにくい）」場所や、落書き、不法投棄、放置自転車が多い場所等（ホットスポット）を重点的にパトロールする手法のことです。これらの場所では犯罪が起きやすいとされ、アメリカでは、ランダムパトロール（特定の場所にこだわらないパトロール）に比べ、高い防犯効果があることが明らかになっています。

3-5 各地区生活安全活動推進協議会の活動



所管課：各総合支所 協働推進課

地域の生活安全活動及び環境美化活動によって、犯罪や火災が起きにくい環境づくりを推進するため、各総合支所は、各地区生活安全活動推進協議会（町会・自治会、商店会、事業者、自主防犯団体、警察署・消防署等関係機関で構成）の活動を支援し、パトロールやキャンペーン、清掃活動など地域の実情に応じた活動を協働して実施します。

(1) 芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会

所管課：芝地区総合支所 協働推進課

「清潔できれいなまち」とするため、協議会が実施する路上・歩行喫煙、ポイ捨て禁止、まちの環境美化と安全を図ることを目的とした「芝地区クリーンキャンペーン」を支援しています。

「芝地区クリーンキャンペーン」は、芝地区を6つのエリアに分け、年10回実施しています。町会・自治会、商店会、PTA、事業者等が参加し、地域の清掃活動や、喫煙マナーの啓発活動、放置自転車や路上看板への警告札貼付活動等を実施しています。

平成29（2017）年9月からは協議会メンバーの町会員・参加事業者からなる「落書き消去班」も結成され、新橋駅周辺等で配電用地上機器、街路灯、施設塀等の落書き消去にも取り組み、よいまちの美観を向上するための活動を強化しています。



(2) 麻布地区の生活安全と環境を守る協議会

所管課：麻布地区総合支所 協働推進課

麻布地区の生活安全活動推進協議会である「麻布地区の生活安全と環境を守る協議会」は、地区の生活安全の確保及び環境美化をめざし、「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」や地区内の学校等と連携しながら、研修会、クリーンキャンペーン（ごみ拾いや落書き消去）、「六本木安全安心憲章」「みなとタバコルール」等ルール啓発などの自主的な活動を展開しています。

これらの活動が円滑に進むよう、必要物品の貸与や職員の参加等により支援します。

(3) 赤坂青山安全・環境美化推進協議会

所管課：赤坂地区総合支所 協働推進課

地域住民や子どもの安全・安心のために夜間防犯パトロールや、たばこ吸い殻のポイ捨て・路上喫煙の禁止などたばこに関するマナーの周知徹底と環境美化意識を高めるために管内8か所のエリアで実施されている地域清掃活動を支援しています。また、赤坂・青山地域の主要な6駅で実施される「赤坂青山美しいまちマナーのまち」キャンペーンの中で、落書きの発見・消去活動を協働で実施しています。これらの活動を通して町会・自治会、商店会、地元企業、各団体の連携を深め、地域コミュニティの形成を促します。

(4) 高輪地区生活安全・環境美化協議会

所管課：高輪地区総合支所 協働推進課

協議会は、パトロール、道路・公園、自転車・バイク対策、環境美化の四つの専門部会を中心として、地域住民自らが安全・安心なまちづくりのために地域のパトロールや各啓発活動を行います。

①パトロール専門部会

防犯・防災等、地域の安全の観点から関係機関と連携・協力して、夏の夜間パトロール、春のパトロール及び落書き消去などの活動を行います。

②道路・公園専門部会

高輪地区に関わる道路工事の方針と進捗状況、公園・児童遊園の整備状況について調査するほか、通学路点検を行います。

③自転車・バイク対策専門部会

自転車・バイクの交通安全マナー改善に重点を置き、駅前での啓発活動のほか、イベントに出向き児童向けの自転車の交通安全教室を行います。

④環境美化専門部会

地域の清掃活動、路上・歩行喫煙、ポイ捨て禁止の啓発活動のほか、地球温暖化対策の一環として公園や商店会のイベントで打ち水を行います。

(5) 芝浦港南地区安全・美化協議会

所管課：芝浦港南地区総合支所 協働推進課

地域における環境美化と安全対策を推進するため、清掃や防犯啓発活動を行うキャンペーンを、芝浦・海岸地区、港南地区、台場地区の各地区で実施しています。このキャンペーンでは、喫煙マナー・モラル向上のため「みなとタバコルール」の啓発活動も併せて行っており、各地区2回ずつ、計6回実施しています。

また、年に3回の協議会の開催や、防犯、交通安全などの生活安全に関する研修会を年に1回実施しています。

今後も引き続き、区民・事業所・関係団体等と協働し、芝浦港南地区安全・美化協議会の活動を支援していきます。



3-6 新橋地区の安全・安心まちづくりの推進

【拡充】



所管課：芝地区総合支所 まちづくり課／協働推進課

道路上に設置された商業看板や道路上にテーブルや椅子を置いての営業行為等は、安全な通行を妨げる要因となっています。

芝地区総合支所では、区内有数の繁華街である新橋駅周辺において、『芝地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業』の高圧洗浄等の清掃作業に連動して、町会・自治会、国道・都道の道路管理者、警察署と協働したパトロールにより、道路上に置かれた看板やテーブル、椅子等の撤去指導を実施しています。

今後も、定期的なパトロールにより、快適に通行できる道路を確保し、より安全で安心できるまちづくりを推進します。



3-7 六本木地区の安全・安心まちづくりの推進



所管課：麻布地区総合支所 協働推進課

(1) 六本木地区安全安心まちづくり推進会議の支援

六本木地区安全安心まちづくり推進会議は、平成 18（2006）年に発足した、区民・事業者・関係行政機関が協力して六本木地区に特化した治安対策等を検討し推進する組織です。

六本木地区安全安心まちづくり推進会議の活動を支援します。

(2) 六本木安全安心プロジェクト

六本木地区安全安心まちづくり推進会議は、平成 25（2013）年 7 月、六本木地区の 5 つの主要課題「防犯」「環境美観」「路上喫煙」「道路使用」「営業活動」に対するまちのルールを規定した「六本木安全安心憲章」を制定しました。

六本木安全安心憲章を周知・浸透させていくため、憲章のデザインを活用した街頭キャンペーン及び各種媒体への広報掲出、港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度の取組を、「六本木安全安心プロジェクト」として継続的に実施します。

(3) 清潔できれいなまちの実現

清潔できれいなまちを実現するため、六本木交差点周辺において歩道上のガム痕の除去、早朝清掃等を実施します。



3-8 赤坂地区の安全・安心まちづくりの推進



所管課：赤坂地区総合支所 協働推進課／まちづくり課

(1) 「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」への支援

所管課：赤坂地区総合支所 協働推進課

平成 21 (2009) 年に指定暴力団稲川会総本部の移転阻止運動を実施するなど、暴力団排除活動の意識が高い赤坂地区について、一層安全で安心できるまちとするため、港区生活安全協議会の認定を経て、平成 23 (2011) 年に「安全・安心まちづくり推進地区」に指定しました。

赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会は、繁華街特有の課題を有する赤坂地区に特化した環境美化や暴力団排除を推進するための活動を行っています。町会・自治会、商店会、事業者、警察署等関係機関が一体となり、協議会の運営や夜間パトロール等を実施します。

(2) 看板パトロール

所管課：赤坂地区総合支所 まちづくり課

道路上に設置された商業看板は、安全な通行を妨げるとともに、まちの美観を損ねる要因となっています。

赤坂地区総合支所では、地域の団体と協働して、人の往来が特に多い地下鉄駅前、繁華街を中心に、公道に置き看板を「出しづらい」意識・雰囲気をつくることを目的としたパトロールを実施します。区民、行政及び警察署が一体となり、定期的なパトロールを実施することで、まちの美観を向上させ、快適に通行できる道路を確保し、より安全で安心できるまちづくりを推進します。



参考 赤坂地区における暴力団事務所追放運動

平成 21 (2009) 年 1 月、赤坂地区への指定暴力団稲川会の総本部事務所移転を阻止するため、町会・自治会、周辺事業者、警察署、区が一致団結し、緊急集会や移転予定地での抗議活動を実施するなどねばり強く追放運動を続けました。地域住民が東京地方裁判所に対して「暴力団事務所使用禁止仮処分」の申立(区が費用の 2 分の 1 を助成)を行い、平成 21 (2009) 年 4 月に和解が成立したことにより、移転を阻止しました。

3-9 道路上の違反広告物など路上放置物の撤去



所管課：各総合支所 まちづくり課
街づくり支援部 土木課

限られた歩行空間における商業広告の看板等は、歩行者の通行の妨げになるだけでなく、火災や災害時の救助活動等にも支障をきたすおそれがあります。

交通安全、防災、防火、防犯などの観点から、道路の適正な利用を促進するため、道路本来の通行機能を阻害している置き看板やのぼり旗などの路上放置物に対し、各関係機関と連携・協力し、是正指導・除却等を実施します。

3-10 警察署・消防署等関係機関との連携



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

(1) 港区生活安全協議会の運営

港区生活安全協議会（会長：港区長）は、安全で安心できる港区にする条例に基づき、区の生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議するために設置しています。

地域の安全安心を確保するためには、地域の区民や事業者、警察署、消防署等の行政機関との協働が不可欠です。このため港区生活安全協議会は、警察署、消防署及び防火・防犯協会、交通安全協会、各地区の環境美化協議会、商店街連合会等、生活安全に係る関係団体で構成しています。

関係団体それぞれが、安全で安心できるまちづくりに向けた取り組みを推進するため、活動事例の紹介や情報交換を行い、地域の防犯・防火体制の強化に努めます。

(2) 港区長と区内警察署長との連絡調整会議の運営

港区と区内6か所の警察署との連携をより一層強化し、治安向上を図るために締結した「港区と区内警察署との生活安全に関する覚書」に基づき、「港区長と区内警察署長との連絡調整会議」を運営します。会議では、具体的な生活安全施策や生活安全に関する地域の課題など最新情報を共有することにより、区と区内警察署の連携した取組を推進します。

参考 危険ドラッグ、特殊詐欺、客引き行為などの対策に関する覚書

平成27（2015）年2月、港区と区内6か所の警察署、東京都宅地建物取引業協会港支部、全日本不動産協会東京都本部港支部で「危険ドラッグの売買等の対策に関する覚書」を締結しており、危険ドラッグなどの規制薬物の売買、特殊詐欺、客引き行為などの撲滅について連携・協力を行います。

3-11 雑居ビルの防火安全対策の推進

所管課：街づくり支援部 建築課



新橋・六本木・赤坂などの繁華街に存在する雑居ビルは、建築基準法上不適切な箇所や維持管理上好ましくない部分を解消するなど、火災時における安全性の確保が求められています。

繁華街の飲食店や風俗営業店の頻繁な入れ替わり及びそれに伴う改修工事に際し、関係行政機関と連携し情報提供を受けることで、用途や形態が変わる雑居ビルの調査・指導を早期に行い、火災時においても安全に避難できる建築物にします。

3-12 港区暴力団排除条例に基づく取組



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

暴力団は、住民生活や事業活動の場にも深く介入して様々な資金獲得活動を行っており、その手口は多様化、巧妙化しています。特に、東京は経済・産業の中心地であることから、都内に集中する様々な利権を狙って暴力団が進出してきています。

このような状況を踏まえ、区では、平成 26（2014）年 4 月に港区暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関する区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、社会全体で暴力団排除活動を推進しています。

（1）飲食店事業者からの暴力団排除誓約書の提出

港区暴力団排除条例第 10 条「誓約書の提出」に基づき、区は新たに飲食店営業許可を受けた事業者から「暴力団の威力を利用しないこと」や「暴力団等に利益を供与しないこと」を遵守することなどを記載した誓約書の提出を受けます。提出した事業者には、誓約の証としてステッカーを交付します。

（2）「不当要求防止責任者講習会」の開催

港区暴力団排除条例第 11 条「区の行政対象暴力に対する措置」に基づき、区職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、課長級職員及び係長級職員を対象に、「不当要求防止責任者講習会」を実施します。

（3）「港区暴力団排除審議会」の運営

港区暴力団排除条例第 16 条「港区暴力団排除審議会」に基づき、区が実施する暴力団排除活動を推進するための措置（事務事業及び公の施設からの暴力団排除）を適切に実施するため、区長の付属機関として設置された「港区暴力団排除審議会」を運営します。

（4）区民等や事業者が取り組む暴力団排除活動への支援

港区暴力団排除条例第 18 条「区民等及び事業者に対する支援」に基づき、区民等や事業者が取り組む暴力団排除活動を支援するため、暴力団対策に精通した弁護士をアドバイザーとして派遣するとともに、活動に必要な物品（のぼり旗、横断幕等）を貸与します。

(5) 暴力団排除に関する啓発活動の実施

区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより、暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、町会等の地域団体や警察署等と連携し、啓発活動を実施します。



基本方針4. 全ての区民・地域に向けた安全安心を確保する

全ての区民や地域に向け、生活様式の変化により新たに生じる犯罪や危険、地域の変化などにも注視し、街頭防犯カメラ整備補助事業をはじめとした防犯対策事業の推進や、犯罪や火災に強い、清潔できれいなまちづくりに力をいれていきます。区民への防犯・防火に関する意識啓発から環境整備まで、日常におけるまちの安全安心を確保するための取組を着実に実施します。

番号	事業名	新規・拡充	防犯	防火
4-1	街頭防犯カメラ整備補助事業	拡充	●	
4-2	住宅への防犯対策助成	拡充	●	
4-3	防犯灯設置・維持管理の支援		●	
4-4	迷惑行為対策防犯カメラ貸与事業	新規	●	●
4-5	地域団体のパトロール活動等への支援		●	●
4-6	青色防犯パトロール車両（青パト）による ホットスポットパトロール（再掲）		●	●
4-7	インターネットによるトラブル・犯罪被害防止等への取組	拡充	●	
4-8	外国人に向けた生活安全情報の周知・啓発	新規	●	●
4-9	落書き消去事業（再掲）		●	
4-10	民有地の不法投棄対策	新規	●	●
4-11	各地区生活安全活動推進協議会の活動（再掲）		●	●
4-12	警察署・消防署等関係機関との連携（再掲）		●	●
4-13	みなとタバコルールの推進		●	●
4-14	道路上の違反広告物など路上放置物の撤去（再掲）		●	●
4-15	放置自転車対策		●	●
4-16	火災予防のための意識啓発			●
4-17	街頭消火器の設置・消火器薬剤補充支援			●
4-18	消防団への支援			●
4-19	日常の安全・安心を確保する環境づくりの取組		●	●
4-20	港区安全の日			●
4-21	道路、公園等施設の巡回・点検		●	●
4-22	区有施設への警備員等の配置		●	●
4-23	建物への防犯設備の整備促進（建築確認申請前の事前協議）		●	
4-24	危機対応向上訓練	拡充	●	●
4-25	運河に架かる橋りょうのライトアップ		●	
4-26	まちの通行マナーに関する啓発		●	

関連する
計画

「港区住宅基本計画」4-2
「港区交通安全計画」4-15
「港区環境基本計画」4-10, 4-13

4-1 街頭防犯カメラ整備補助事業

【拡充】



所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

町会・自治会や商店会等の地域団体が、プライバシーへの配慮や、防犯活動の実施など区が定める基準を満たした上で、区民等の安全確保及び犯罪の未然防止などを目的として、公道上に設置する防犯カメラについて補助金を交付します。

令和5（2023）年度には、「安全で安心できる港区」に実現に向け、地域の防犯意識を更に向上し、地域団体による自主的な防犯対策を強化するため、整備補助事業を拡充しました。

設置団体が街頭防犯カメラを安全に管理・運用できるよう、区も、保守点検状況や更新時期等を把握し、必要な支援を行っていきます。さらに、区内の街頭防犯カメラについては、地域団体が自主的な防犯対策として設置していることを、区ホームページ等を通じて周知し、地域団体の活動を支援します。

街頭防犯カメラは、日々、機能等が向上しています。区内で設置・更新される街頭防犯カメラの機能等の情報収集に取り組み、地域団体からの設置・更新の相談の際に、区からもアドバイスします。

また、防犯カメラに係る事業は、防犯カメラの購入助成など複数あることから、それぞれの事業の内容や対象等を分かりやすく整理して周知し、効果的な利用を推進します。

（1）防犯カメラ整備費

町会、自治会、商店会等の地域団体が、公衆の安全や犯罪の未然防止などを目的として、道路などに設置する防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む）の整備（新設、増設、交換及び大規模な改修）に要する経費の一部を補助します。

地域団体は防犯カメラの設置に当たり、整備台数及び設置箇所について管轄の警察署に相談し、助言を受けることとします。

補助率 19/20
補助限度額 1,900万円

（2）防犯カメラ運用経費

防犯カメラ整備費の助成により、町会等が設置した防犯カメラの運用（電気料金、電柱使用料等）に要する経費の一部を補助します。

1台あたり 15,000円上限

(3) 防犯カメラ維持管理経費

「防犯カメラ整備費」の助成により、町会等が設置した防犯カメラについて適切に維持管理を行うため、保守点検や修繕に要する経費を補助します。

特に、防犯カメラの落下等の事故を防止するために重要な、保守点検については、年1回以上、専門業者による点検を実施することとします。

保守点検費	1 設置団体当たり 200 万円上限
修 繕 費	1 台当たり 20 万円上限

4-2 住宅への防犯対策助成

【拡充】



所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

全国的に高齢者を狙った強盗事案等が多発したことから、防犯カメラや補助錠等による防犯対策のニーズが高まっています。

区では、個人宅と共同住宅向けの2種類の防犯対策の助成事業を行っており、警察署とも連携し、活用を促進していきます。

(1) 住まいの防犯対策助成事業

空き巣被害等の防止には、区民の防犯意識の向上と合わせ、侵入されにくい建物にすることが効果的です。区内に居住し住民登録している世帯を対象に、住まいの防犯対策（補助錠、防犯フィルム、防犯カメラ設置等）に要する費用の一部を助成します。助成を受けて機器を設置してから7年が経過した場合には、機器の更新費用について、再度、助成金の申請が可能です。

区ホームページや防犯対策の相談等を通じて周知し、防犯対策を支援します。

(2) 共同住宅防犯対策助成事業

建物への侵入犯罪等の防止を図るため、区内の共同住宅の管理組合等又は所有者に対して、当該共同住宅の共用部分などへの防犯機器（防犯カメラシステム、センサー付きライト等）の新たな設置に要する費用の一部を助成します。なお、より効果的な防犯対策とするため、助成対象者に対し、防犯アドバイザーなどの専門家による防犯診断を実施します。助成を受けて機器を設置してから7年が経過した場合には、機器の更新費用について、再度、助成金の申請が可能です。

区ホームページや防犯対策の相談等を通じて助成事業を周知し、共同住宅の防犯対策を支援します。

4-3 防犯灯設置・維持管理の支援



所管課：各総合支所 まちづくり課／協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

(1) 私道の防犯灯設置等への工事費補助

所管課：各総合支所 まちづくり課

町会・自治会等がまちの安全及び明るさを確保するため私道内に防犯灯を新設、建替又は撤去する場合に工事費を補助します。

(2) 町会・自治会等が設置した防犯灯等の維持管理の補助

所管課：各総合支所 協働推進課

町会・自治会等が設置した防犯灯の維持管理費の一部を港区町会等補助金交付要綱に基づき、補助金として交付します。

(3) 防犯灯設置の周知

所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

町会・自治会等がまちの安全等を確保するために、私道への防犯灯を設置していることを知らない人もいることから、町会・自治会等による生活安全のための取組であることを、区ホームページや安全安心メール等で情報発信していきます。

4-4 迷惑行為対策防犯カメラ貸与事業

新規



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

落書きや不法投棄、たばこの吸い殻のポイ捨て等の迷惑行為を受けた建物等の所有者または管理者に、屋外に設置できる「防犯カメラ（トレイルカメラ）」を無償で貸与します。取付け・取外しの費用も区が負担します。

本事業の利用について相談を受けた際は、区職員が現場を確認し、迷惑行為の状況に応じて、プライバシー等について配慮した取付けのアドバイスをし、手続きについて丁寧に説明します。

取外しの際も、区職員が現場で立会い、利用に伴う効果や改善点等について話を伺い、より利用しやすく、効果のある事業となるよう取り組んでいきます。

また、本事業の活用により、迷惑行為の画像を警察に提出した結果、警察の対応により迷惑行為が解消した事例等について、港区生活安全協議会等を通じて紹介するなど、区内警察署とも連携して、本事業の利用を促進していきます。

対 象 者 区内在住者、中小企業者、マンション管理組合、町会・自治会等地域団体
※区内の建物等の所有者または管理者（その許諾を得た方も含みます。）

貸 与 期 間 原則として3か月とし、必要に応じて3か月を限度に延長します。

※電池代等の維持管理費は申請者負担となります。

4-5 地域団体のパトロール活動等への支援



所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

(1) 自主防犯団体などが行う防犯・防火活動への助成

所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

区民や事業者等を構成員とする自主防犯団体(※)がパトロール等の防犯・防火活動を実施する場合の必要な経費に対し、その一部を港区安全安心まちづくり補助金交付要綱に基づき、補助金として交付します。

※自主防犯団体：町会・自治会は、下記(2)「町会・自治会が行う生活安全活動への補助」で補助金を交付するため、当助成制度の対象外です。

(2) 町会・自治会が行う生活安全活動への補助

所管課：各総合支所 協働推進課

町会・自治会が行う生活安全の確保及び犯罪や火災の防止を目的としたパトロール活動やキャンペーン実施、講習会開催、資器材・物品等の購入、意識啓発等に要する経費について、港区町会等補助金交付要綱に基づき、その一部を団体活動費補助金として交付します。

(3) 地域団体の防犯・防火活動についての情報発信

所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

地域団体が行うキャンペーンの実施等の防犯・防火活動について、区ホームページやX(旧Twitter)等を活用して積極的に情報発信し、地域団体の活動を広く紹介するとともに、区民の参加を促進していきます。

4-6 青色防犯パトロール車両（青パト）による ホットスポットパトロール（再掲）



所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

犯罪の機会を未然に防止する目的で、青色防犯パトロール車両（青パト）により区内全域を24時間体制でパトロールします。

パトロールには、保育園や公園・児童遊園等を巡回する「子どもの施設巡回パトロール」、車両及び徒歩により通学路の安全・安心を確保する「通学路パトロール」、帰宅する区民等の安全を確保するため、繁華街や区民からの要望が多い場所などを重点に巡回する「夜間パトロール」があります。

各パトロールを実施するに当たっては、犯罪機会論に基づき、「誰でも入りやすく、見えにくい場所」や落書きの多い場所、不法投棄のある場所など犯罪が発生しやすい状況にある場所（ホットスポット）を重点的に巡回する「ホットスポットパトロール」を実践します。また、特殊詐欺への注意喚起、客引きを利用しないことの呼びかけ、火災予防情報の周知などの広報活動も行います。

道路や公園等において、不法投棄物を確認した場合は、区や関係機関に報告します。さらに、区内で事件・事故が発生し、巡回を強化する必要がある場合には、巡回ルートを柔軟に変更し、区民等の安全を確保します。



4-7 インターネットによるトラブル・犯罪被害防止等への取組

【拡充】

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当



(1) トラブル防止のために

現在、インターネットによる、他人への誹謗・中傷、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーの侵害が大きな問題となっています。

情報を受信・発信するときは、それによって生じるリスク、社会的責任、法的責任を自分自身が負わなければなりません。書き込む前に人権侵害や中傷になるか、トラブルや犯罪に巻き込まれないか、よく考える必要があります。

これらの被害を防止するため、日々の安全・安心を確保するため、みんなと安全安心メールや広報みなどなど、様々な媒体を使用し周知・啓発を行っていきます。

(2) 犯罪被害防止について

インターネットが急速に発達し、情報の入手、メールや買い物、ネットバンキングなど非常に便利になったものの、それを超える勢いでインターネット犯罪が増え続けています。

区は、警視庁が進めている東京中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワークの推進に協力しています。この支援ネットワークには情報技術の研究機関や企業も参画しています。

また、警視庁、東京商工会議所港支部と協力し、企業のサイバーセキュリティ対策や最新のインターネット犯罪の事例を紹介するなど、中小企業や区民向けのサイバーセキュリティ対策セミナーを開催しています。

現在は、サポート詐欺とフィッシング詐欺などが発生し、インターネット犯罪に対する不安感が増加しています。

インターネット犯罪に関する最新の情報やセキュリティ対策について、みんなと安全安心メールや区ホームページ、X（旧 Twitter）等を活用して積極的に情報発信し、事業者や区民への注意喚起を行っていきます。

(3) 闇バイトなど、犯罪加害者にならないために

インターネットやSNSで、高額な報酬を目的に安易にバイト募集に応募した結果、特殊詐欺の「出し子」や「受け子」、強盗といった犯行に加担させられる、いわゆる「闇バイト」が社会的に問題になっています。

また、受験シーズンに、受験会場に向かう受験生を狙った痴漢行為をおおるような投稿が相次いだことも、大きな問題となりました。

区では、これらの投稿や書き込みの危険性についても積極的に情報発信し、安易な考えから犯罪加害者にならないよう、区民への注意喚起を行っていきます。



(1) 安全安心ハンドブックの配布

ハンドブックは、4か国語版（日本語・英語・中国語・ハングル）を作成し、区ホームページでも公開します。

区民の生活安全意識の向上を図るため、区民一人ひとりが取り組むことができる防犯・防火対策をハンドブックにまとめ、正しい「知識」と「備え方」を広く周知します。

自宅や街中での防犯対策のほか、子どもの防犯対策では、連れ去り等の子どもが被害に遭いやすい場所について説明するとともに、親子での約束事など被害を防止するための対策を紹介します。

女性の防犯対策では、痴漢等の女性が被害に遭いやすい犯罪や場所や防止対策について、高齢者の防犯対策では、特殊詐欺等の高齢者が被害に遭いやすい犯罪の特徴について説明するとともに、被害を防止するための対策を紹介します。

防火対策では、区内の火災発生状況や、電気火災の予防に役立つ知識（電気コードについて、ドアでの挟み込みや、家具等で踏みつけたままでの使用をしないよう注意することなど）など、防火に関する情報を分かりやすく説明します。

「インターネットよりも、直接手にとることのできる冊子の方が利用しやすい。」との意見もあることから、各総合支所の窓口など、外国人の目にとまりやすい場所には、冊子を置くなどの取組を行い、より多くの区民に活用してもらいます。

(2) 外国人に向けた周知啓発のための取組の推進

警察署との連携を深め、外国人が被害に遭った事案やトラブルなどについても情報共有できる体制を構築し、多言語に対応できる区のホームページ等を活用して情報発信を行えるようにしていきます。

また、小学校等に通う外国籍の児童の保護者などを通じて、区内に居住又は勤務する日本語のできる外国人への安全安心メールへの登録の呼びかけを行ってもらうなど、外国人の安全・安心を確保するための情報を効果的に周知・啓発できるよう取り組んでいきます。

4-9 落書き消去事業（再掲）

所管課：各総合支所 協働推進課
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当



落書きは、地域の美観を損ねるだけでなく、区民に不安感を与え、犯罪を誘発するおそれがあります。区は、快適で良好な生活環境を保持し、体感治安を高めるため、区民への落書き消去剤等の貸与や専門事業者の活用による落書き消去を支援します。また、区民や事業者等が協働して行う地域の落書き消去活動を支援することにより、犯罪防止の効果を高めます。落書き注意喚起のポスターを多言語で作成するなど、落書き防止や再発防止のための啓発活動にも取り組みます。

4-10 民有地の不法投棄対策

新規

所管課：環境リサイクル支援部 環境課



民有地の不法投棄は、管理者の責任で処分等を行いますが、処分費用が管理者に転嫁されてしまうことなどから、不法投棄ごみが集積する実状があります。区は、犯罪や火災に強い、清潔できれいなまちの実現に向けて、繁華街のみならず、区内全域においても発生している民有地への不法投棄対策として、土地所有者等からの申請に基づき、回収、処分、再発防止支援を実施します。

4-11 各地区生活安全活動推進協議会の活動（再掲）

所管課：各総合支所 協働推進課



地域の生活安全活動及び環境美化活動によって、犯罪や火災が起きにくい環境づくりを推進するため、各総合支所は、各地区生活安全活動推進協議会（町会・自治会、商店会、事業者、自主防犯団体、警察署・消防署等関係機関で構成）の活動を支援し、パトロールやキャンペーン、清掃活動など地域の実情に応じた活動を協働して実施します。

4-12 警察署・消防署等関係機関との連携（再掲）

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当



（１）港区生活安全協議会の運営

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

港区生活安全協議会（会長：港区長）は、安全で安心できる港区にする条例に基づき、区の生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議するために設置しています。

地域の安全安心を確保するためには、地域の区民や事業者、警察署、消防署等の行政機関との協働が不可欠です。このため港区生活安全協議会は、警察署、消防署及び防火・防犯協会、交通安全協会、各地区の環境美化協議会、商店街連合会等、生活安全に係る関係団体で構成しています。

関係団体それぞれが、安全で安心できるまちづくりに向けた取り組みを推進するため、活動事例の紹介や情報交換を行い、地域の防犯・防火体制の強化に努めます。

（２）港区長と区内警察署長との連絡調整会議の運営

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

港区と区内６か所の警察署との連携をより一層強化し、治安向上を図るために締結した「港区と区内警察署との生活安全に関する覚書」に基づき、「港区長と区内警察署長との連絡調整会議」を運営します。会議では、具体的な生活安全施策や生活安全に関する地域の課題など最新情報を共有することにより、区と区内警察署の連携した取組を推進します。

参考 危険ドラッグ、特殊詐欺、客引き行為などの対策に関する覚書

平成 27（2015）年 2 月、港区と区内 6 か所の警察署、東京都宅地建物取引業協会港支部、全日本不動産協会東京都本部港支部で「危険ドラッグの売買等の対策に関する覚書」を締結しており、危険ドラッグなどの規制薬物の売買、特殊詐欺、客引き行為などの撲滅について連携・協力を行います。

4-13 みなとタバコルールの推進

所管課：各総合支所 協働推進課
環境リサイクル支援部 環境課



たばこの吸い殻のポイ捨てが多い場所は、地域的美観を損ねるだけでなく、犯罪や火災を誘発するおそれがあります。

区では、たばこを吸う人も吸わない人も、誰もが快適に過ごせるまちをめざし、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で、港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人を守るべきルールとして「みなとタバコルール」を定めています。区内における屋外の公共の場所で、吸い殻のポイ捨てや路上喫煙等を防止するため、指定喫煙場所の整備や指導員による指導・啓発を行うなど、区民や来街者に対し、「みなとタバコルール」の一層の浸透を図ります。

(1) 周知・啓発

所管課：各総合支所 協働推進課
環境リサイクル支援部 環境課

ポスターや路面シール、キャンペーンなど、対象者や場所に合った効果的な手法をとることで、区を初めて訪れた人も含めて「みなとタバコルール」の周知徹底を図るため啓発を行います。

(2) 巡回・重点指導

所管課：環境リサイクル支援部 環境課

区内を指導員が巡回し、ルールを守らない喫煙者一人ひとりへのきめ細かな対応、継続的な定点指導、丁寧な周知などねばり強い取組を行うことで「みなとタバコルール」の遵守・徹底をめざします。

(3) 喫煙場所の整備

所管課：環境リサイクル支援部 環境課

吸う人も吸わない人も快適に過ごせる環境づくりのため、屋内外に密閉型喫煙場所を整備します。



4-14 道路上の違反広告物など路上放置物の撤去（再掲）



所管課：各総合支所 まちづくり課
街づくり支援部 土木課

限られた歩行空間における商業広告の看板等は、歩行者の通行の妨げになるだけでなく、火災や災害時の救助活動等にも支障をきたすおそれがあります。

交通安全、防災、防火、防犯などの観点から、道路の適正な利用を促進するため、道路本来の通行機能を阻害している置き看板やのぼり旗などの路上放置物に対し、各関係機関と連携・協力し、是正指導・除却等を実施します。

4-15 放置自転車対策



所管課：各総合支所 まちづくり課
街づくり支援部 地域交通課

（1）放置自転車対策の推進

所管課：各総合支所 まちづくり課
街づくり支援部 地域交通課

総合支所ごとに、地域の実情に応じて放置自転車の整理・警告・通告・撤去を行い、区民の安全で快適な歩行空間の確保及び安全なまちづくりを推進するため、歩行者等の通行の妨げとなる放置自転車対策をより一層充実させていきます。

放置自転車の多い駅周辺などを中心に、自転車等駐車を設置することで、放置禁止区域を適宜設定していき、即時撤去の実施及び違法駐輪に対する監視や指導を行っていきます。

（2）自転車等駐車場の整備

所管課：各総合支所 まちづくり課
街づくり支援部 地域交通課

駅周辺の放置自転車等の削減により、安全で快適な歩行空間の確保と自転車等利用者の利便性向上を図るため、「港区自転車交通環境整備計画」に基づき、駅周辺の自転車等駐車を整備します。

これまで、駅周辺に近接した自転車等駐車場の整備用地の確保や整備手法の検討により、機械式駐輪場による整備など限られたスペースを有効活用して整備を図ってきました。

本格的な自転車等駐車場用地の確保が当面困難な地域においては、周辺再開発に合わせた民間自転車等駐車場の整備の指導・誘導や、既存の民間自転車等駐車場の活用など、官民連携による放置自転車対策を進めるとともに、駅近隣の民有地、広い歩道等に設置する暫定自転車等駐車場の整備を引き続き行っていきます。

4-16 火災予防のための意識啓発



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

令和4（2022）年の区内の火災発生件数は199件で、過去5年で見ても同程度の件数で推移しています。火災を予防するために必要な知識を周知し、火災予防意識の啓発を行う必要があります。

消防署と密に連携して最新の火災事例や火災予防知識を共有し、インターネット等の多様な媒体を駆使して周知・啓発します。

また、消防署では春・秋の火災予防運動等の機会を捉え、都民の火災予防意識を啓発するためのチラシ等を配布するなど、火災の発生及び被害の軽減を図るために様々な取組を実施しています。

◆出火原因になりやすい物は？

【コード・テーブルタップ】

ほこりがたまったコンセントやタコ足配線、コードの上に家具などが置かれたことによる損傷が原因で出火する事例が多く報告されています。コンセントのほこりはまめに掃除し、使わないプラグは抜いておくようにしましょう。

【たばこ】

寝たばこは絶対にしないようにし、吸い殻は水を使って確実に消しましょう。また、飲酒したあとに喫煙し、そのままたた寝してしまうことで火災につながることもあります。寒い季節は、こたつで温まりながらお酒やたばこを楽しむ人も多くなると思われますが、火のついたたばこを手にしたままうっかり寝てしまわないよう気をつけてください。

【ストーブ】

都内では、石油ストーブと電気ストーブによる火災が多く発生しています。周囲に燃えやすいものを置かないようにし、外出時や就寝時は必ず消すようにしましょう。

【こんろ】

調理中にその場を離れてしまったり、周囲の物に着火したりすることで火災につながります。こんろの周囲は常に整理整頓し、調理中は離れないようにしましょう。

4-17 街頭消火器の設置・消火器薬剤補充支援



所管課：防災危機管理室 防災課

(1) 街頭消火器の設置

所管課：防災危機管理室 防災課

平常時の火災や地震等に関連した災害時の火災の初期消火に役立てるため、区内の道路等に消火器を設置し、管理しています。

現在、港区内には約 1,500 本の街頭消火器が設置されており、外国人にも分かるよう、格納箱には日・英の 2 か国語で消火器と標記しているほか、震災時、火災の延焼から避難する広域避難場所を記した地図を貼付しています。

(1) 消火器薬剤補充支援

所管課：防災危機管理室 防災課

初期消火活動の促進を図るため、区内で発生した火災の消火に協力するために使用した消火器の薬剤を区が補充します。



消防団は火災などの災害活動をはじめ、応急救護の普及活動や災害を未然に防ぐための啓発活動など、幅広い活動を行っています。会社員や自営業、学生や主婦など様々な職業や年齢層の人達が、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、地域に密着した活動を行っています。区では、地域の防災リーダーとして重要な役割を担っている消防団の活動をより積極的に支援するため、区独自に装備品の助成などを行っています。

【事業内容】

- ・ 装備品の助成
- ・ 公務災害に備えた共済掛金の負担
- ・ 活動費、訓練出動手当、異常乾燥出場手当の支給
- ・ 歳末警戒用燃料補助
- ・ 港区内消防団ポンプ操法大会の実施
- ・ 港区内消防団交流促進事業の実施
- ・ 消防団員の表彰



参考 消防団とは

消防団とは、消防署とともに消防・救助・警戒・予防啓発活動などを行う消防組織法に基づく消防組織です。団員は、各々の職業（自営業・会社員など）を持ちながら消防団活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。区内では、東京消防庁芝・麻布・赤坂・高輪消防署と同様の区域を管轄し、芝・麻布・赤坂・高輪消防団が活動しています。

4-19 日常の安全・安心を確保する環境づくりの取組

所管課：街づくり支援部 都市計画課



「港区まちづくりマスタープラン」(平成 29 (2017) 年 3 月改定) に基づき、子どもや高齢者、障害者、外国人などを含め、誰もが安全・安心に暮らせるよう道路や公園、オープンスペースなどの防犯性に配慮した施設の整備を推進するとともに、国内外からの旅行者の増加などを踏まえて、安全で清潔感のある再訪したくなるまちづくりをめざします。また、大規模な開発等が実施される際には、安全・安心な生活環境を創出するよう事業者への指導・誘導を合わせて行います。



平成 18 (2006) 年 6 月 3 日、特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝において同住宅に居住する当時 16 歳の高校生が、エレベーターの扉が開いたまま上昇するという不具合により亡くなるという痛ましい事故が発生しました。区は、事故を風化させることなく、区民全体がエレベーター等の安全について考える機会とするため、また、安全を最優先としていく区の姿勢が今後も変わることがないことを区の内外に示すため、6 月 3 日を「港区安全の日」としました。

区は、「港区安全の日」に関連して、事故のご遺族及びその支援者からなる赤とんぼの会と共催による講演会を開催しているほか、事故の風化防止を目的としたパネル展、区民を対象としたセミナーを行っており、今後も様々な情報媒体を活用した情報発信を実施していきます。

(1) 「6.3 安全な社会づくりを目指して」の共催

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

事故のご遺族とその支援者からなる赤とんぼの会は、毎年 6 月 3 日に、集会「6.3 安全な社会づくりを目指して」を開催してきました。平成 30 (2018) 年度からは、この集会を区との共催として、講演会を開催しています。

(2) パネル展「6.3 あの日を忘れない～シティハイツ竹芝エレベーター事故を教訓とした安全への取組」

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

エレベーター事故の状況や戸開走行事故の重大性、事故後の区の安全対策等について広く区民に周知するため、令和元 (2019) 年度からパネル展を開催しています。

パネル展については、今後も、区有施設ロビー等で開催していくほか、区ホームページ等にパネルの内容を掲載することで、できるだけ多く人達に区の安全に対する取組を知っていただけるよう情報発信を行っていきます。

(3) 「みなとセーフティ Lab.」(区民向けセミナー)

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

区民が安全に関する知識を深め、身近な施設の安全について考える機会とするため、令和元 (2019) 年度から区民を対象としたセミナーを実施しています。本セミナーでは、エレベーターのみならず、広く安全に関する知識を広めるため、今後も安全を視点として、幅広い分野のテーマについて開催していきます。

4-21 道路、公園等施設の巡回・点検

所管課：各総合支所 まちづくり課



道路や公園等に設置されている施設を安全で安心して利用できるように区職員や指定管理者による巡回や点検を実施します。

道路では、区職員により、公園等では区職員や指定管理者による日常点検と定期的な巡回点検（月1回）を実施して施設の安全を確保します。また、街路灯は区職員により夜間巡回（2か月に1回）を実施して街路灯の保守作業を実施します。エレベーターやエスカレーターについては、定期的な点検と、長期修繕計画に基づく修繕、部品の交換により設備を健全に維持します。

4-22 区有施設への警備員等の配置

所管課：各施設管理所管課



本庁舎・各総合支所等、区民が身近に利用する区有施設において、不審者侵入・迷惑行為・盗難等の犯罪行為の未然防止及び発生時の迅速な対応を図るため、各施設の実情に応じた警備員や巡回専門スタッフの配置を行い、施設内及び施設周辺の巡回等を実施します。

4-23 建物への防犯設備の整備促進 (建築確認申請前の事前協議)

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当



「安全で安心できる港区にする条例」第7条「建築主の責務」に基づき、建物の防犯設備の整備を促進するため、共同住宅（一棟の戸数が7戸以上のもの）・ホテル（旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る建物）・雑居ビル（3以上の階数を有し、かつ延べ面積が100㎡を超える建築物で、2以上の店舗が入居する建築物）を建築（大規模修繕を含む）しようとする建築主に対し、建築確認申請前に建物所管地域の警察署へ協議を行うよう求めます。



身近で起こりうる事件、事故、また、テロや他国からの武力攻撃、新たな感染症のまん延など、多様化する危機に迅速かつ的確に対応できる危機対応力の向上を図ります。

多様な危機事案を想定した実動訓練の実施、危機事案の発生時を想定した情報伝達訓練の実施を通じて、あらゆる危機に迅速かつ的確に対応できるように、組織的な危機対応能力と職員の危機管理意識を強化していきます。



参考 港区危機管理基本マニュアル

港区危機管理基本マニュアルは、区が実施すべき危機管理に関する基本的事項を定め、危機の発生を未然に防止するとともに、危機が発生した場合、迅速かつ機動的に組織力を集中して対応し、区民の生命、身体、財産等への被害を最小限に留めることを目的としています。マニュアルでは、危機事案を詳細に分類するとともに、事案ごとの対応レベルや緊急報告事案を具体的に明記し、職員が危機発生時に迅速に行動できる内容としています。

4-25 運河に架かる橋りょうのライトアップ

所管課：芝浦港南地区総合支所 まちづくり課



芝浦港南地区の貴重な地域資源である水辺空間の魅力をさらに向上させるとともに、東京タワーやレインボーブリッジと調和させた良好な景観形成と、地域コミュニティや観光・産業の活性化を図るため、橋りょう、モニュメント等のライトアップを実施します。ライトアップにより、暗かった橋の下、運河沿緑地、航路等の周辺夜間景観を明るくすることで、運河沿緑地等の水辺空間の利活用を促進させ、地域のより安全・安心なまちづくりにつなげます。

4-26 まちの通行マナーに関する啓発

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当



スマートフォンを操作しながら歩行したり、自転車で走行する「ながらスマホ」は、視野が極端に狭まり無防備・不注意な状態となることから、ひったくり犯や痴漢などに隙を狙われやすくなります。

「ながらスマホ」によって注意力が低下することで、事件や事故に巻き込まれたり、他人に怪我をさせるなど、被害者にも加害者にもなってしまう行為です。

区では安全安心の観点から、広報みなとや安全安心メールなどで注意喚起を行い、安心して過ごせるまちをめざし、啓発活動に取り組みます。

参考資料

1. 港区生活安全行動計画の策定経過

●「港区生活安全行動計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）」策定経過

年月	内容
令和5（2023）年5月	統計資料・データ収集
令和5（2023）年6月	区民アンケートの実施
令和5（2023）年7月	港区生活安全行動計画策定会議（第1回）
令和5（2023）年8月	港区生活安全行動計画策定会議（第2回）
令和5（2023）年9月	港区生活安全施策推進検討会（第1回）
令和5（2023）年9月	※策定方針決定
令和5（2023）年10月	港区生活安全行動計画策定会議（第3回）
令和5（2023）年10月	港区生活安全施策推進検討会（第2回）
令和5（2023）年11月	庁議（港区生活安全行動計画素案について）
令和5（2023）年11月	※素案策定
令和5（2023）年11月	議会報告
令和5（2023）年12月	区民意見募集
令和6（2024）年1月	議会報告
令和6（2024）年1月	港区生活安全行動計画策定会議（第4回）
令和6（2024）年1月	港区生活安全施策推進検討会（第3回）
令和6（2024）年2月	※計画確定
令和6（2024）年3月	※新たな港区生活安全行動計画の決定

●港区生活安全行動計画策定会議

港区生活安全行動計画策定会議は、港区生活安全行動計画の策定に際し、幅広い意見を取り入れるために設置されました。

港区生活安全行動計画策定会議 委員名簿（敬称略）

令和5（2023）年6月から令和6（2024）年3月まで

区分	氏名	所属等	
会長	ふるや たけのぶ 古屋 丈順	有識者	新井法律事務所 弁護士
委員	おぐら けいこ 小倉 敬子	区民	公募（在勤）
	とみもと そう 富本 蒼	区民	公募（在勤）
	のぎ ひろこ 能城 裕子	区民	白金三光第五町会 副会長
	くまの たかし 熊野 孝司 (令和5(2023)年9月まで)	事業者	芝信用金庫 本店営業部
	さとう たくろう 佐藤 託郎 (令和5(2023)年10月から)		
	よこい たもつ 横井 有 (令和5(2023)年9月まで)	事業者	芝信用金庫 営業店統括部
	たかのほし さとし 高野橋 郷 (令和5(2023)年10月から)		
	きのした ただゆき 木下 忠之 (令和5(2023)年9月まで)	関係行政機関	麻布警察署 生活安全課長 (港区生活安全協議会行政連絡会委員)
	かねこ たかし 金子 貴士 (令和5(2023)年10月から)		
	さかぐち あきら 坂口 晃	関係行政機関	芝消防署 警防課長 (港区生活安全協議会行政連絡会委員)
おおた たかじ 太田 貴二	区職員	港区 防災危機管理室長	

●港区生活安全行動計画策定会議設置要綱

平成23年3月29日
22港防第1594号

(設置)

第1条 港区生活安全行動計画（以下「行動計画」という。）を改定するため、港区生活安全行動計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の改定に関する事。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、区民、事業者、有識者、関係行政機関の職員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員11人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 区長が委嘱する委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(会長)

第5条 策定会議に、会長を置く。

2 会長は、有識者をもって充て、会務を統括する。

(運営)

第6条 策定会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、策定会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、防災危機管理室防災課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

●港区生活安全行動計画策定会議検討結果

令和5年度 第1回 港区生活安全行動計画策定会議

日時 令和5年7月6日(木)
午後6時30分～午後7時45分
場所 区役所11階厚生会室

■会議次第

- 港区生活安全行動計画と策定体制等について
- 新たな港区生活安全行動計画で取り組むべき課題について

■主な意見（指摘事項など）

- ◆ 資料の説明の中で、配送業者による見守りという話があったが、事業者や飲食店と連携して高齢者の見守りができればよいと考えている。また、区として大きな取組を実施するのはもちろん、区民一人ひとりが考えていけるような取組を積極的に呼びかけることも重要ではないか。
- ◆ 地域で顔が見える関係性を構築するのは難しく、それゆえ地域で情報を共有できていないことが課題と考えている。防犯パトロールに加えゴミ拾いを行うなどの地道な活動の積み重ねが重要になる。また、防犯カメラを設置してあることにより、地域住民が安心し、犯罪の抑止力としても機能すると思うが、プライバシーの問題も生じる。
- ◆ 地道な取組ではあるが、無理のない範囲で長続きするようなことを積み重ねていくことが区の生活安全を確保することへの一番の近道ではないかと考えている。
- ◆ 事務局からの資料の説明にあったように、警視庁管内の刑法犯罪認知件数は港区と同様の推移をしている。昨年、20年ぶりに刑法犯罪認知件数が増加となり、人々の活動が活発になったことでこれから増加していく兆しなのではないかと懸念している。
- ◆ 粗暴犯の件数についてはおおむね横ばいとなっており、麻布警察管内では、クラブ内で酔っ払った客の喧嘩が一番多くなっている。そのため、警察では飲食店に向け、年に2回周知・指導を行っているが、地域全体でより一層取り組めたらよいと考えている。
- ◆ 区内の刑法犯罪について、区内在住の方にとっては、クラブ内の喧嘩等の粗暴犯よりも、特殊詐欺の方が怖いのではと考えている。侵入窃盗や凶悪犯により重点を置いたほうが、区民一人ひとりの視点で考えるとよいと思う。また、火災の原因について、電化製品の質は以前よりもよくなっていると思うが、それでも電気関係の火災が多く、件数が減っていないのはなぜか。
- ◆ 特殊詐欺は自身が騙されなくても親等が騙されてしまうケースがあり、それが区民のみなさんにとって脅威となっている。警視庁全体でみた場合、港区のある地域は特殊詐欺の件数は少ないものの、1件当たりの被害額が大きくなっている。手口が多様化しており、遺失物センターを名乗る者から連絡がきて、息子が落とし物をしたため生年月日等の個人情報を収集し、その情報をもとに詐欺を行うケースがある。そのような詐欺の手口を知り、家族で共有することがなにより大事なことと考えている。
- ◆ 電気関係の火災について、コードがショートするケースが一番多い。日常使用している中で電化製品のプラグを誤って扱うなどにより、見た目は問題なくても内部で電線が切れたりしていることがある。また、たこ足配線が原因ということもある。

- ◆ 東京消防庁全体では火災件数は減少しているが、ホームページ上で小さな焦げでも通報をするよう呼びかけている。通報により、その事象が起きた原因を分析し、都民のみなさんに情報を周知していく。
- ◆ 高齢者宅では、見た目が暖かい電熱の電化製品に頼りがちになり、その電化製品に干している布団があたり火災になることもあると思う。また、認知機能の低下した高齢者宅では、掃除が行き届かず電化製品周辺に埃がたまり火災につながることもあるのではないかと。高齢者宅を訪問するたびに思っている。そのような高齢者の徘徊の問題もあるが、自宅内のごみの問題もある。その見守りが難しいと思っている。
- ◆ 普段使用しないところにプラグを差しっぱなしにして埃がたまりショートする現象を、トラッキング現象というが、これによる火災も発生している。
- ◆ 子どもの虐待案件や子どもたちがインターネットを使用し、知らずに犯罪に巻き込まれるケースも増えているのではないかと。港区は他の区に比べて子どもが増えており、区内には新しい学校も創設されている。子どもたちの安全安心の見守りをどのように取り組んでいくか、いい案が出るとよい。

令和5年度 第2回 港区生活安全行動計画策定会議

日時 令和5年8月30日(水)
午後6時30分～午後7時45分
場所 区役所11階厚生会室

■会議次第

○港区生活安全行動計画策定方針について

■主な意見（指摘事項など）

- ◆ 火災の原因として、放火については書かれているが、たばこの投げ捨てなども多いという住民の声がある。クリーンアップの活動などを繰り返し実施していく必要がある。
- ◆ 町会・自治会活動に参加する人は、どんどん減ってきている。地域の安全のためにも、そういう活動に、色んな世代や、新しく引っ越してきた人も参加できるような、仕組みが必要である。
- ◆ インターネット上の犯罪で、今一番対策をしなければいけないのは、サポート詐欺だと言われている。被害者は高齢の方が多く、注意情報をきちんと見てもらえているかが心配である。どうしたら高齢者の方にそういった情報を届けられるのが課題である。
- ◆ 地域の取組から地域間の交流が生まれるようなキーワードを、ちりばめていくのが良いと思った。周知の1つとして、ワークショップという方法がある。防犯を対象にしたワークショップや、小学校の事故シミュレーションなど、「知る」よりも「体験」し、「感じて」もらうのをキーワードに考えれば、少し違った視点が出てくるのではないかと。
- ◆ コミュニティができるの良いのは分かるが、それをどうやっていけば良いのか。あまり強い結びつきをはじめから求めると無理があるので、ゆるくても良いので、できれば良いと思う。
- ◆ タブレットを持つことによって、学校でもインターネット上のリスクを学ぶ機会が増えた。自分ごとと捉えられるような啓発が必要で、地道に発信しつづけて行くしかない。町会、自治会のデジタル化は、高齢化も進んでいるので分からないことが多く、Wi-Fi環境も整備できていないのが問題である。

■会議次第

○港区生活安全行動計画(素案)について

■主な意見(指摘事項など)

- ◆ 防犯カメラについては補助金などの対応が多く見受けられる。私道ではあるが、町内会で40基ほど防犯灯を管理しており、補助があるとありがたい。電気料金も高騰している。
- ◆ 防犯カメラも申請から1年ほど時間がかかると把握しており、既に設置している防犯灯に対する支援があるとよい。
- ◆ 「2-1 特殊詐欺や点検を装った強盗等の被害防止対策」にある区民参加型対策講座の実施では、どのような方法で実施しているのか。
- ◆ 「4-22 火災予防のための意識啓発」に関連して、来月から秋の火災予防週間などが予定されている。その内容も計画に記載させていただければと思う。
- ◆ 「1-8 セーフティ教室の実施」に関連するが、闇バイトなど、加害者となる人を出さないことも重要である。
- ◆ 防犯に関する周知・啓発や講座等をさまざま実施しているが、連携がうまくできていないように感じる。自動通話録音機の貸与はよい取組だが、利用するまでの申し込みや書類の手続き、設置までのハードルが高い。本当に必要な高齢者世帯やひとり暮らしの方に届いていない。
- ◆ 設置までしてくれるとのことだが、知らない人を家に上げるのも抵抗があるため、民生委員など、普段から関わっている地域の方を巻き込んで事業を活用できるようにしてほしい。
- ◆ 事業を活用してもらうことよりも、まず知ってもらうことの方が重要かもしれない。
- ◆ 区民の方は概要版の方を見る方が多いと思うため、本編を参照しやすいようにページを追加してほしい。

●港区生活安全施策推進検討会設置要綱

平成17年11月1日

17港危生第83号

(設置)

第1条 港区における生活安全施策を効果的に推進するため、港区生活安全施策推進検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区的生活安全施策の推進に関すること。
- (2) 区的生活安全施策の計画及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、防災危機管理室長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副会長は、防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、会長は、必要と認める者を臨時委員として指名することができる。

(招集)

第4条 検討会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し検討会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、防災危機管理室防災課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

芝地区総合支所協働推進課長 麻布地区総合支所協働推進課長 赤坂地区総合支所協働推進課長 高輪地区総合支所協働推進課長 芝浦港南地区総合支所協働推進課長 保健福祉支援部高齢者支援課長 子ども家庭支援部子ども政策課長 教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

2. みなとタウンフォーラムからの提言

テーマ：生活安全（防犯）における抑止力向上

(1) 計画最終年度末（令和8年度末）における港区の将来像

「国籍や老若男女問わずあらゆる人が、リアルでもオンラインでも安全で安心して暮らせるまち」

日常の防犯に関することや被害に遭ってしまったときに、いつでも相談できる人がいる、誰に相談して良いかわかるような、つながりがあるまちを目指す。

(2) 施策の方向性

■情報発信・情報開示、意識改革による抑止力向上

犯罪・防犯に関する情報を多様な受け手に伝わるよう発信方法を工夫する。

■人と人とのつながりによる抑止力向上

平時から安全に安心して暮らせるよう、顔の見える関係を築く。

■インフラ整備による抑止力向上

既存の防犯設備に加え、新たなインフラも整備する。

(3) 具体的な取組

■情報発信・情報開示、意識改革

- ①防犯に関する注意喚起や防犯対策などの情報を一元化し、区の情報媒体に掲載するとともに、区からプッシュ式でも定期的に通知する。
- ②区 HP で防災と防犯のページを分けるなど、情報発信の仕方を工夫する。
- ③被害の抑止になる詐欺防止グッズを配るなど、アナログ的な周知方法も並行して拡充する。
- ④プライバシー保護に配慮しつつ、防犯カメラの貸出しなど既存の制度を強化するとともに、防犯カメラが設置されていることを表記するなど、多くの人に周知する。
- ⑤地域の防犯活動などに参加してもらえるような動機・きっかけづくりとなる情報発信を行なう。
- ⑥区の情報について、必要な人にどのように届いているかを把握（例：区の制度の申請者に対し、どの広報媒体（広報紙、SNS等）で情報を得たか確認）することで効果的な情報発信につなげる。

■人と人とのつながりによる抑止力向上

- ①誰でも気軽に楽しく参加できる地域パトロールを実施し、参加方法（マッチング等）や活動内容を多様化させるなど、地域における防犯の輪を広げる。
- ②地域コミュニティ内での防犯メンター（防犯の助言や支援を行う人、防犯意識の高い人）の育成や、リアルやオンラインを問わず、困ったときに区や地域の人に気軽に相談できるような仕組みづくり（「バディシステム」等）など、防犯意識の高い地域のつな

がりをつくる。

■インフラ整備による抑止力向上

- ①防犯ブザーや詐欺対策グッズの配布など、デジタルに弱い人でも容易に活用できるアナログな対策方法を拡充する。
- ②企業と連携し、画像分析などの IT(AI)技術を用いた防犯カメラや、テクノロジーを活用した見守りについて普及啓発を行うなど、最新技術を効果的に活用した取組を推進する。
- ③企業等と連携し、緊急時にはオフィスや店舗に駆け込むことができるようにするなど、地域の防犯体制を強化する。
- ④企業等と連携し、地域に人の目を感じられるような取組を推進することで、犯罪抑止力の向上につなげる。(例：キッチンカーによる地域の目の役割)
- ⑤区民が不安に感じた情報や不審者情報等を相談、報告できるような仕組みなど、地域の防犯に関する情報(犯罪に至らない情報含む。)の共有化を図る。
- ⑥外国語対応を含め、犯罪被害に遭ってしまった際の相談窓口など、犯罪被害者に寄り添った支援を行う。

(4) 参画と協働の推進

- ①「情報発信・情報開示・意識改革(防犯情報の共有等)」、「人と人とのつながりによる抑止力向上(地域パトロールへの参加等)」及び「インフラ整備による抑止力向上(地域の見守りの目の確保等)」の取組に、区民や企業等がより関わることで、参画と協働を進める。
- ②多様な受け手を意識した情報発信について、区民の意見を踏まえた内容を検討し、効果的な広報につなげる。
- ③提言を反映した基本計画の取組の進捗や効果(成果指標、公開可能な数値等)などを測定し、区の取組状況を「見える化」する。
- ④提言の実現に向けて、タウンフォーラムのメンバーが参画し、取組に関わる事業の実施や効果の検証を区とともに実施する。
- ⑤区とともに継続的な関わりを持つ機会を創出する。

3. 区民アンケート結果概要

(1) 調査概要

①調査の名称

港区生活安全に関する区民アンケート調査

②調査の目的

様々な社会情勢の変化や区民ニーズを見極めながら、令和6(2024)年度からの次期「港区生活安全行動計画」の策定に向け、より効果的な生活安全施策を実施するための基礎資料とすること

③調査対象及び対象者数

- ・ 港区内の各町会・自治会の会長 222 人
- ・ 民生委員・児童委員 143 人
- ・ 区立学校(幼稚園)のPTA会長 40 人
- ・ 区政モニター 200 人

※合計 605 人

④調査期間

令和5(2023)年6月30日(金)～令和5(2023)年7月14日(金)

⑤調査方法

郵送送付・郵送回収

※ただし「区立学校(幼稚園)のPTA会長」は、区交換便にて送付・回収

⑥回収状況

421人(回収率:69.5%)

〈前回調査〉

調査時期：令和2(2020)年7月

調査対象：港区内の各町会・自治会の会長、民生委員・児童委員、区立小・中学校及び幼稚園のPTA会長、区政モニター

配布数：443件、回答者数(有効回答数)：327件、回収率：73.8%

(2) 結果のあらまし

■お住まいの地区の治安について

①（3年前と比較）住んでいる地区の治安状況の変化

「変わっていない」が56.8%と最も多く、次いで「やや悪くなっている」が21.6%、「悪くなっている」が6.9%となっています。

前回調査に比べて、「悪くなっている」（「悪くなっている」「やや悪くなっている」の合計）が23.7%から28.5%に増加しています。

また、地区別にみると、どの地区においても、「変わっていない」が最も多いものの、「悪くなっている」（「悪くなっている」「やや悪くなっている」の合計）は、最も多い赤坂地区で37.2%、最も少ない芝浦港南地区で20.6%と差があります。

②住んでいる地区の治安が悪くなったと感じる理由

「不審者にみえる人が多くなった気がするから」が38.3%と最も多く、次いで「周囲での犯罪被害やそれにつながりそうな事案を聞き知ったから」が35.8%、「地域の連帯意識が希薄となったから」が35.0%となっています。

③過去3年間の回答者や身近な人の被害経験（新規）

「被害にあったことはない」が54.6%と最も多く、次いで「特殊詐欺（オレオレ・還付金詐欺など）」が14.3%、「悪質商法（訪問、電話）」が11.2%となっています。

④犯罪にあった場所（新規）

「自宅」が47.1%と最も多く、次いで「道路」が14.7%、「集合住宅敷地内やエレベーター内」が10.5%となっています。

■犯罪に対する不安について

⑤犯罪に対する不安

「やや不安を感じる」が53.0%と最も多く、次いで「あまり不安を感じない」が31.1%、「非常に不安を感じる」が9.3%となっています。

前回調査に比べて、「不安を感じる」（「非常に不安を感じる」「やや不安を感じる」の合計）が35.5%から62.3%に大きく増加しています。

⑥犯罪被害について不安を感じる場所

「道路」が42.0%と最も多く、次いで「自宅」が36.3%、「繁華街」が24.4%となっています。

⑦被害にあいそうな犯罪

「特殊詐欺（オレオレ・還付金詐欺など）」が26.0%と最も多く、次いで「子ども、女性などへの声かけ」が23.3%、「暴力や傷害」が21.4%となっています。

⑧繁華街に対する犯罪不安

「やや不安を感じる」が43.7%と最も多く、次いで「あまり不安を感じない」が41.1%、「非常に不安を感じる」が7.6%となっています。

前回調査に比べて、“不安を感じる”（「非常に不安を感じる」「やや不安を感じる」の合計）が46.2%から51.3%に増加しています。

⑨繁華街で不安を感じる理由

「酒に酔っての迷惑行為をする人がいるから」が64.4%と最も多く、次いで「客引き行為があるから」が43.5%、「暴力行為や薬物乱用などがあることを聞き知ったから」が42.6%となっています。

■区内の防犯対策事業について

⑩生活安全施策の効果

生活安全施策について、“効果がある”（「効果がある」「どちらかという効果がある」の合計）は、「区の施設への防犯カメラの設置」が77.2%と最も多く、次いで「地域団体などの街頭防犯カメラ」が74.6%、「青色防犯パトロール車両」が70.8%、「自動通話録音機貸与事業」が70.7%、「港区生活安全パトロール隊」が70.5%となっています。

⑪民間団体が行う防犯・防火活動で知っているもの

年末のパトロール、消防団活動、防犯カメラの設置、火の用心等の見回り、防災訓練、清掃活動、通学路の見守り・あいさつ運動などの意見が多くありました。

■自身の防犯対策と地域活動への参加について

⑫防犯対策の意識と取組（新規）

「意識を持って、ある程度取り組んでいる」が51.8%と最も多く、次いで「意識は持っているが、あまり取り組んでいない」が29.7%、「意識を高く持って、欠かさずに取り組んでいる」が14.3%となっています。

⑬実施している防犯対策

「玄関又は窓錠の強化」が61.5%と最も多く、次いで「自宅周辺の清掃、美化」が43.0%、「インターネットセキュリティ対策の実施」が33.0%となっています。

⑭地域の生活安全活動への参加の有無

「参加していない」が52.0%と最も多く、次いで「積極的に参加している」が24.5%、「たまに参加している」が23.3%となっています。

前回調査に比べて、“参加している”（「積極的に参加している」「たまに参加している」の合計）が63.9%から47.8%に減少しています。

⑮参加している生活安全活動

「地域の防犯パトロール活動」が73.1%と最も多く、次いで「違法看板、チラシの撤去や落

書き消去などの環境浄化活動」が26.9%、「子どもの通学等見守り活動」が25.4%となっています。

⑩地域の生活安全活動の問題点

「参加者が足りない」が50.7%と最も多く、次いで「マンネリ化」が38.3%となっています。

地域の生活安全活動へ参加していない理由

「活動を知らないから」が51.1%と最も多く、次いで「忙しいから」が40.6%、「参加の仕方がわからないから」が33.8%となっています。

⑪特に必要と感じる安全・安心に関する地域活動

「地域の防犯パトロール活動」が59.6%と最も多く、次いで「危険な場所を点検する活動」が42.8%、「子どもの通学等見守り活動」が41.1%となっています。

⑫参加したいと思う生活安全活動の特徴（新規）

「単発・短時間でできるもの」が55.6%と最も多く、次いで「自宅の近くで参加できるもの」が53.4%、「一人でも参加できるもの」が27.6%となっています。

■今後の防犯対策と安全安心なまちづくりについて

⑬犯罪を減らすための課題

「地域の連帯感が希薄化している」が37.5%と最も多く、次いで「警察のパトロールや取り締まりが十分でない」が21.1%、「飲食店街、繁華街が客引きやポイ捨てなどで環境が悪い」が20.7%となっています。

⑭防犯活動について区に支援してほしいこと

「犯罪の発生状況などの情報提供」が50.1%と最も多く、次いで「防犯対策物品の支給や貸与」が33.3%、「防犯知識学習の機会提供」が24.0%となっています。

⑮区に実施してほしいこと

「防犯カメラの整備」が51.5%と最も多く、次いで「指導員や警備員など見守りにあたる人員の配備」が34.4%、「警察や消防との連携」が29.5%となっています。

⑯区に対するご意見・要望

防犯カメラ等の防犯対策の強化、ポイ捨てや不法投棄の取り締まりとマナーの向上、安全安心に関する情報発信などについて意見が多くありました。

■回答者自身について

性別

「男性」が55.1%と最も多く、次いで「女性」が43.5%、「無回答」が1.0%となっています。

年齢

「70歳代」が31.4%と最も多く、次いで「60歳代」が21.4%、「50歳代」が15.7%となっています。

家族構成

「家族と同居（未成年の子どもなし）」が61.3%と最も多く、次いで「家族と同居（未成年の子どもあり）」が20.4%、「単身」が15.4%となっています。

お住いの地区

「芝地区」が24.9%と最も多く、次いで「高輪地区」が20.9%、「赤坂地区」が18.5%となっています。

4. パブリックコメント等実施概要

(1) パブリックコメント

①募集期間

令和5(2023)年12月1日～令和6(2024)年1月4日(予定)

②実施方法

郵便、インターネット、ファックス及び指定場所への意見書提出

(2) 区民説明会

①開催期間

令和5(2023)年12月7日～令和5(2023)年12月22日(予定)

②開催場所

新橋区民協働スペース、麻布区民協働スペース、赤坂区民センター、高輪地区総合支所、芝浦区民協働スペース、台場区民センター(計6回)

5. 関連する条例等

●安全で安心できる港区にする条例

平成十四年十二月十一日

条例第四十七号

(目的)

第一条 この条例は、港区にかかわるすべての人々が相互に協力して、生活安全意識の向上を図るとともに、生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた自主的な取組を推進することにより、安全で安心できる港区を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区民等 区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 二 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- 三 土地建物管理者 区内に存する土地又は建物を所有し、管理し、又は使用しているものをいう。

(区の責務)

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 生活安全意識の啓発に関すること。
 - 二 区民等、事業者、土地建物管理者等が、自主的に実施する生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた活動(以下「生活安全活動」という。)の支援に関すること。
 - 三 防犯設備の設置の要請及び支援に関すること。
 - 四 安全かつ健全な生活環境を阻害するおそれのある行為を防止するための指導等に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施策
- 2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、区の区域を管轄する警察署、消防署等の行政機関及び防犯関係団体等と連携を図るものとする。

(区民等の責務)

第四条 区民等は、その生活が安全に営まれる環境の確保に努めるものとする。

- 2 区民等は、生活安全活動の推進に努めるものとする。
- 3 区民等は、前条第一項に定める施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、区民等の生活が安全に営まれる環境の確保に努めるものとする。

- 2 事業者は、安全かつ健全な生活環境を阻害するおそれのある勧誘、宣伝活動等をしてはならない。
- 3 事業者は、第三条第一項に定める施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物管理者の責務)

第六条 土地建物管理者は、その土地又は建物に係る安全な環境の確保に努めるものとする。

- 2 土地建物管理者は、第三条第一項に定める施策に協力するよう努めるものとする。

(建築主の責務)

第七条 共同住宅及びホテル等不特定多数の人が利用する建築物を建築(大規模修繕を含む。)しようとする建築主は、建築の際、当該建築物に防犯設備を整備するよう努めるものとする。

- 2 建築主は、前項に規定する防犯設備を整備するに当たっては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に基づく確認申請前に、当該建築物の存する区域を管轄する警察署に協議するものとする。

(指導及び勧告)

第八条 区長は、第五条第二項の規定に違反した事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

- 2 区長は、前項の指導を受けてこれに従わない事業者に対しては、改めて必要な改善を行うよう期間を定めて勧告することができる。

(公表)

第九条 区長は、前条第二項の規定に基づく勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に従わない

ときは、その旨を公表することができる。

(表彰)

第十条 区長は、安全で安心できるまちづくりの推進に貢献したものを表彰することができる。

(生活安全協議会等)

第十一条 生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議するため、港区生活安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 地域における生活安全活動を推進するため、協議会の下に、生活安全活動推進協議会を置くことができる。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

●港区暴力団排除条例

平成二十六年三月二十六日

条例第一号

(目的)

第一条 この条例は、港区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって区民等の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- 四 区民等 区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 五 事業者 区内において事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 六 警察等 警察署その他関係機関をいう。
- 七 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民等の生活又は区内における事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第三条 暴力団排除活動は、暴力団が区民等の生活及び区内における事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区、区民等、事業者及び警察等との連携及び協力により推進するものとする。

(適用上の注意)

第四条 この条例の適用に当たっては、区民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(区の責務)

第五条 区は、区民等及び事業者の協力を得るとともに、警察等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

(区民等の責務)

第六条 区民等は、第三条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

- 一 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区又は警察等に当該情報を提供すること。
- 二 区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。
- 三 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、第三条に規定する基本理念に基づき、前条各号に定める行為を行うよう努めるとともに、従業員の安全及び事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、暴力団排除のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第八条 区民等及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等のために、暴力団員を利用すること、自己が暴力団又は暴力団員と関係があることを認識させること等による相手方に対する威圧その他の暴力団の威力を利用してはならない。

(暴力団等に対する利益供与の禁止)

第九条 区民等及び事業者は、暴力団の威力を利用し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することを目的として、暴力団若しくは暴力団関係者又はこれらのものが指定した者に対して金品その他の財

産上の利益を供与してはならない。

(誓約書の提出)

第十条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項に基づく飲食店営業の許可を受けた者のうち、区内において営業を営むものは、前二条に規定する事項を遵守すること等を記載した誓約書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する誓約書を提出しない者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(区の行政対象暴力に対する措置)

第十一条 区長は、法第九条第二十一号から第二十七号までに掲げる行為（同条第二十五号に掲げる行為を除く。）その他の行政対象暴力（暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

(区の事務事業に係る暴力団排除措置)

第十二条 区長は、補助金、利子補給金等の交付又は貸付金の貸付け（以下「補助金等の交付等」という。）、公共工事等の区の契約、区民等との協働による事業その他の区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団及び暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、補助金等の交付等が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるときは、補助金等の交付等をせず、又は既に補助金等の交付等をしたものについて返還させることができる。

3 区長は、前項の規定により補助金等の交付等をせず、又は既に補助金等の交付等をしたものについて返還させようとするときは、あらかじめ、第十六条の港区暴力団排除審議会の意見を聴かななければならない。ただし、意見を聴く時間的余裕がないとき、当該補助金等の交付等が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが明白であるときその他特別な事由があるときは、この限りでない。

(公の施設における暴力団排除措置)

第十三条 区長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者で区が設置する公の施設を管理する者のうち、利用の承認に係る権限を付与されたものをいう。以下同じ。）は、区が設置する公の施設の利用者について当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものと認めるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の承認又は許可（以下「承認等」という。）をせず、又は当該利用の承認等を取り消すことができる。

2 区長若しくは教育委員会又は指定管理者は、前項の規定により利用の承認等をせず、又は利用の承認等を取り消そうとするときは、あらかじめ、第十六条の港区暴力団排除審議会の意見を聴かななければならない。ただし、意見を聴く時間的余裕がないとき、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが明白であるときその他特別な事由があるときは、この限りでない。

(指導及び勧告)

第十四条 区長は、第十二条第二項の規定に基づき、補助金等の交付等に関し、返還を求めたにもかかわらず、正当な理由がなく返還に応じないものに対し、必要な指導を行うことができる。

2 区長は、前項の指導を受けてこれに従わないものに対しては、改めて返還するよう期間を定めて勧告することができる。

(公表)

第十五条 区長は、前条第二項の規定に基づく勧告を受けたものが、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けたものにその理由を通知し、そのものが意見を述べ、証拠を提示する機会を与えた上で、次条の港区暴力団排除審議会の意見を聴かななければならない。

(港区暴力団排除審議会)

第十六条 この条例に基づく暴力団排除活動を推進するための措置を適正に実施するため、区長の付属機関として、港区暴力団排除審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、区長に意見を述べるものとする。

- 一 第十二条第三項、第十三条第二項及び前条第二項の規定により定められた事項
- 二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員十人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(広報及び啓発)

第十七条 区長は、区民等及び事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより、暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(区民等及び事業者に対する支援)

第十八条 区長は、区民等及び事業者が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、区民等及び事業者に対し、財政的支援、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うことができる。

(青少年に対する措置等)

第十九条 青少年(十八歳未満の者をいう。以下同じ。)の教育又は育成に携わる者は、青少年に対し、暴力団に加入し、又は暴力団若しくは暴力団関係者による犯罪の被害を受けることがないように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区長は、前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、青少年の教育又は育成に携わる者に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(警察等の長への協力要請)

第二十条 区長は、第十条から前条までに定める措置を講ずるに当たって、必要があると認めるときは、警察等の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めるものとする。

(国、東京都及び他の区市町村への協力)

第二十一条 区長は、国、東京都並びに他の特別区及び市町村が、暴力団排除活動に関する施策を円滑に講ずることができるよう、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(区民等及び事業者の安全確保のための措置)

第二十二条 区長は、祭礼、興行その他の公共の場所における行事への暴力団及び暴力団関係者の関与、区民等及び事業者が暴力団排除活動に取り組んだことによる暴力団及び暴力団関係者からの報復その他暴力団関係者とその所属する暴力団の威力を示して行う行為により、区民生活及び事業活動を妨げ、又は危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察署長に対し、区民等及び事業者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(個人情報の提供)

第二十三条 港区個人情報保護条例(平成四年港区条例第二号)第二条第五号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団排除活動を推進するため、必要に応じて、警察等、区民等及び事業者から必要な個人情報(同条第一号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができる。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団排除活動を推進するため必要があると認めるときは、区が保有する個人情報を警視総監及び警察署長に提供することができる。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 第十条の規定は、この条例の施行の日以後において飲食店営業の許可を受けた者(更新に係る申請に対する許可を受けた者を含む。)について適用する。

●港区客引き行為等の防止に関する条例

平成二十八年十二月八日

条例第六十八号

(目的)

第一条 この条例は、港区（以下「区」という。）の公共の場所における客引き行為等を防止することにより、区民等の安全で安心な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公共の場所 区内の道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供されるものをいう。

二 客引き行為等 次に掲げる行為をいう。

イ 客引き行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるように勧誘する行為をいう。）

ロ 客待ち行為（イに規定する客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為をいう。）

ハ 勧誘行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して行う次に掲げる行為をいう。）

(1) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務又は専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務に従事するように勧誘する行為

(2) わいせつな行為に係る姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘する行為

ニ 勧誘待ち行為（ハに規定する勧誘行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為をいう。）

三 区民等 区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。

四 事業者 区内において事業（準備行為を含む。以下この号において同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。

(適用上の注意)

第三条 この条例の適用に当たっては、区民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、この条例の目的を達成するため、公共の場所における客引き行為等を防止するために必要な施策を実施するものとする。

(区民等の責務)

第五条 区民等は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、公共の場所における客引き行為等を防止するため、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(客引き行為等の禁止)

第七条 何人も、公共の場所において客引き行為等をしてはならない。

(客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止)

第八条 事業者は、公共の場所において第二条第二号イに規定する客引き行為をした者又は当該行為に関係のある者から紹介を受け、当該行為を受けた者を客として自らが営む営業所等に立ち入らせてはならない。

2 事業者は、公共の場所において第二条第二号ハに規定する勧誘行為をした者又は当該行為に関係のある者から紹介を受け、当該行為を受けた者を自らが営む営業所等で当該行為に係る役務等の従事者として従事させてはならない。

(誓約書の提出)

第九条 区長は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項に基づく飲食店営業の許可を受けた者のうち、区内において営業を営むものに対し、前二条に規定する事項を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求めるものとする。

2 区長は、前項の規定により誓約書を提出した者に対し、誓約書を提出したことを証する証票を交付するものとする。

3 前項の規定により証票の交付を受けた者は、誓約書に記載した事項に違反したときは、交付された証票を直ちに区長に返還しなければならない。

（指導）

第十条 区長は、第七条又は第八条の規定に違反する行為をしていると認める者に対し、当該行為を中止するよう指導することができる。

2 前項の規定による指導は、口頭又は書面により行うものとする。

3 区長は、第一項の規定による指導に係る事務をあらかじめ指定する者に委託して行わせることができる。

（勧告）

第十一条 区長は、前条第一項の規定による指導を受けた者が更に第七条又は第八条の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該行為を中止するよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

（命令）

第十二条 区長は、前条第一項の規定による勧告を受けた者が更に第七条又は第八条の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該行為を中止するよう命令することができる。

2 前項の規定による命令は、書面により行うものとする。

（調査等）

第十三条 区長は、第十条第一項、第十一条第一項及び前条第一項の規定による措置を行うに当たって必要があると認めるときは、第七条又は第八条の規定に違反する行為をした者又は当該行為に関係のある者に対し、当該行為をした者の氏名、住所その他必要な事項についての質問、資料の提示の要求等を行うことができる。

2 区長は、第十条第一項、第十一条第一項及び前条第一項の規定による措置を行うに当たって必要があると認めるときは、区の職員に、第七条又は第八条の規定に違反する行為をした者の営業所等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

3 前二項の規定により調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による調査等は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（過料）

第十四条 第十二条第一項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その者を五万円以下の過料に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の過料を科する。

3 区長は、前二項の規定により過料の処分をしようとするときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の三の規定により、第一項の命令を受けた者に対し、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えた上で、第十七条の港区客引き行為防止対策審議会の意見を聴かなければならない。

（公表）

第十五条 区長は、第十二条第一項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、同項の命令を受けた者に対し、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えた上で、第十七条の港区客引き行為防止対策審議会の意見を聴かなければならない。

（営業場所提供者への通知）

第十六条 区長は、前条第一項の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提

供している建物の所有者又は管理者に対し、当該公表に係る事実を通知するものとする。

(港区客引き行為防止対策審議会)

第十七条 この条例に基づく客引き行為等の防止に関する措置を適正に実施するため、区長の附属機関として、港区客引き行為防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、区長に意見を述べるものとする。

一 第十四条第三項及び第十五条第二項の規定により定められた事項

二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員五人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(警察署長への協力要請)

第十八条 区長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、区の区域を管轄する警察署の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めるものとする。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区規制で定める。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

●総合支所・警察署・消防署管轄表

町名	総合支所	警察署	消防署
芝1～5丁目	芝地区総合支所	三田警察署	芝消防署 (虎ノ門2丁目1・2・10番は赤坂消防署が管轄)
三田1～3丁目			
海岸1丁目		愛宕警察署 (虎ノ門2丁目1・2・10番は赤坂警察署が管轄)	
東新橋1・2丁目			
新橋1～6丁目			
西新橋1～3丁目			
浜松町1・2丁目			
芝大門1・2丁目			
芝公園1～4丁目			
虎ノ門1～5丁目			
愛宕1・2丁目			
麻布狸穴町	麻布地区総合支所	麻布警察署 (六本木1丁目10番の一部は赤坂警察署が管轄)	麻布消防署
麻布永坂町			
南麻布1～5丁目			
元麻布1～3丁目			
西麻布1～4丁目			
六本木1～7丁目			
麻布台1～3丁目			
麻布十番1～4丁目			
東麻布1～3丁目			
元赤坂1・2丁目	赤坂地区総合支所	赤坂警察署	赤坂消防署
赤坂1～9丁目			
南青山1～7丁目			
北青山1～3丁目			
三田4・5丁目	高輪地区総合支所	三田警察署	芝消防署
高輪1～4丁目		高輪警察署	高輪消防署
白金1～6丁目	芝浦港南地区総合支所		
白金台1～5丁目			
港南1～4丁目	芝浦港南地区総合支所	三田警察署	芝消防署
港南5丁目			
海岸2・3丁目		東京湾岸警察署	
芝浦1～4丁目			
台場1・2丁目			

港区生活安全行動計画 令和6（2024）年度から令和8（2026）年度

（素案）

令和5年(2023)年11月発行

発行：港区

編集：港区防災危機管理室危機管理・生活安全担当

港区芝公園一丁目5番25号

TEL 03-3578-2111（代表）

<https://www.city.minato.tokyo.jp/>